

頁	現 行	頁	修 正 案																				
1	<p>第1編 総則 第1節 計画の趣旨</p> <p>2 計画の基本的な考え方 (4) 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進 県民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら協働して防災の取り組みを推進することとする。 その際、男女共同参画の視点から、地域防災計画、復興計画や避難所運営等の意思決定の場における女性の参画を促進するとともに、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、女性や子育て家庭のニーズに配慮することとする。</p> <p>第1編 総則 第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="226 895 1099 986"> <tr> <td>第五管区海上保安本部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安部)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第5 指定公共機関</p> <p>追加</p>	第五管区海上保安本部					第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安部)					1	<p>第1編 総則 第1節 計画の趣旨</p> <p>2 計画の基本的な考え方 (4) 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進 県民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら協働して防災の取り組みを推進することとする。 その際、男女共同参画の視点から、地域防災計画<u>修正</u>や避難所運営等の<u>応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織</u>における女性の参画を促進する<u>こととする。併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進することとする。</u> <u>また、</u>救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、災害時要援護者や女性や子育て家庭のニーズに配慮することとする。</p> <p>第1編 総則 第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1227 895 2101 986"> <tr> <td><u>海上保安本部</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1227 1059 2092 1155"> <tr> <td><u>新聞西国際空港株式会社</u></td> <td><u>消火救難体制の整備</u></td> <td><u>災害時における消火救難体制の構築</u></td> <td><u>被災空港施設(直轄)の復旧</u></td> <td></td> </tr> </table>	<u>海上保安本部</u>					<u>新聞西国際空港株式会社</u>	<u>消火救難体制の整備</u>	<u>災害時における消火救難体制の構築</u>	<u>被災空港施設(直轄)の復旧</u>	
第五管区海上保安本部																							
第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安部)																							
<u>海上保安本部</u>																							
<u>新聞西国際空港株式会社</u>	<u>消火救難体制の整備</u>	<u>災害時における消火救難体制の構築</u>	<u>被災空港施設(直轄)の復旧</u>																				

頁	現 行					頁	修 正 案				
8	6 指定地方公共機関					8	6 指定地方公共機関				
		災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興			災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
	鉄道等輸送機関 <u>一般財団法人神戸 すまいまちづくり公社</u>						鉄道等輸送機関 <u>一般財団法人神戸 すまいまちづくり公社</u>				
	放送機関 <u>兵庫エフエム放送</u>						放送機関 <u>兵庫エフエム放送</u>				
	<u>一般</u> 社団法人 兵庫県医師会	略					<u>一般</u> 社団法人 兵庫県医師会	略			
9	略					9	略				
	<u>公益</u> 社団法人 兵庫県看護協会						<u>公益</u> 社団法人 兵庫県看護協会				
	<u>一般</u> 社団法人 兵庫県歯科医師会						<u>一般</u> 社団法人 兵庫県歯科医師会				
	<u>一般</u> 社団法人 兵庫県薬剤師会						<u>一般</u> 社団法人 兵庫県薬剤師会				

頁	現 行	頁	修 正 案
19	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第1節 組織体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の防災組織体制 県は、県域における総合的な防災対策の推進のため、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めることとする。</p>	17	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第1節 組織体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の防災組織体制 県は、県域における総合的な防災対策の推進のため、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めることとする。 <u>なお、防災組織体制の整備にあたっては、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画の拡大を図ることとする。</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
22	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第2節 研修・訓練の実施</p> <p>(2) 個別防災訓練 図上訓練 災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行う図上訓練を実施することとする。 ア 対策のシミュレート訓練 イ 他機関との連携訓練 等</p>	20	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第2節 研修・訓練の実施</p> <p>(2) 個別防災訓練 図上訓練 災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行う図上訓練を実施することとする。 ア 対策のシミュレート訓練 イ 他機関との連携訓練 <u>ウ 津波、石油コンビナート火災、鉄道事故等地震に伴う複合災害を想定した訓練</u> 等</p>
22	<p>22 実地訓練 ア 水防訓練 イ 消防訓練 ウ 災害救助訓練 エ 災害警備訓練 オ 林野火災訓練 カ 石油コンビナート等防災訓練 キ 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊等に係る訓練 等</p>	20	<p>20 実地訓練 ア 水防訓練 イ 消防訓練 ウ 災害救助訓練 エ 災害警備訓練 オ 林野火災訓練 カ 石油コンビナート等防災訓練 キ 緊急消防援助隊や<u>警察災害派遣隊</u>等に係る訓練 等</p>
23	<p>23 (6) 広域応援訓練 (<u>近畿府県合同防災訓練</u>) 関西広域連合府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県）及び連携県（福井県、三重県、奈良県、鳥取県）が共同で、近畿圏の防災関係機関等の参加のもと、<u>年1回</u>、合同防災訓練を企画、実施することとする。</p>	21	<p>21 (6) 広域応援訓練 関西広域連合府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県）及び連携県（福井県、三重県、奈良県、鳥取県）が共同で、近畿圏の防災関係機関等の参加のもと、合同防災訓練を企画、実施することとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
27	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第3節 広域防災体制の確立</p> <p>6 県・市町間の連携強化</p> <p>(3) 中播磨・西播磨地域広域防災対応計画の推進</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(4) 防災体制等の標準化の促進</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>7 その他防災関係機関との連携強化</p> <p>(1) 県警察本部は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の整備等、広域的な連携強化に努めることとする。</p>	25	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第3節 広域防災体制の確立</p> <p>6 県・市町間の連携強化</p> <p>(3) <u>県外災害ひょうご緊急支援隊</u> 県は、県外における大規模災害発生時に被災自治体の応急対策業務を支援するため、「<u>県外災害ひょうご緊急支援隊</u>」を平常時より組織することとする。</p> <p>(4) 中播磨・西播磨地域広域防災対応計画の推進</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(5) 防災体制等の標準化の促進</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>7 その他防災関係機関との連携強化</p> <p>(1) 県警察本部は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための<u>警察災害派遣隊</u>の整備等、広域的な連携強化に努めることとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 情報通信機器・施設の整備・運用</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用</p> <p>32 (1) 市町、消防本部、警察本部・警察署、自衛隊、海上保安本部、県関係機関、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用により、県域のみならず、国との連携を強化している。</p> <p>(2) 本システムの機能については、大規模災害時等の迅速かつ的確な応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、また、インターネットを通じて広く県民等への情報提供も行っている。</p> <p>33 3 災害時非常通信体制の充実強化</p> <p>県、市町及び各防災関係機関は、災害時等に加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない時で、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、県は、近畿地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の整備充実に努めることとする。</p> <p>33 4 市町防災行政無線の整備促進</p> <p>市町は、防災行政無線の整備を図ることとする。</p> <p>県は、市町防災行政無線の整備を積極的に指導することとする。<u>その際、同報系無線と移動系無線の一体整備に配慮することとする。</u></p>		<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 情報通信機器・施設の整備・運用</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用</p> <p>29 (1) 市町、消防本部、警察本部・警察署、自衛隊、<u>第五管区</u>海上保安本部、県関係機関、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用により、県域のみならず、国との連携を強化している。</p> <p>(2) 本システムの機能については、大規模災害時等の迅速かつ的確な応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、また、インターネット、<u>公共情報コモンズ等</u>を通じて広く県民等への情報提供も行っている。</p> <p>30 3 災害時非常通信体制の充実強化</p> <p>県、市町及び各防災関係機関は、災害時等に加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない時で、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、県は、近畿地方非常通信協議会の活動<u>等</u>を通して、非常通信体制の整備充実に努めることとする。</p> <p>30 4 市町防災行政無線の整備促進</p> <p>市町は、防災行政無線の整備を図ることとする。</p> <p>県は、市町防災行政無線の整備を積極的に指導することとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
34	<p>市町防災行政無線等の整備状況（平成24年3月31日現在）</p> <p>[ 主な情報伝達手段例 ]</p> <p>放送事業者との連携（テレビ、ラジオ）</p>	31	<p>市町防災行政無線等の整備状況（平成25年4月1日現在）</p> <p>[ 主な情報伝達手段例 ]</p> <p>放送事業者（<u>テレビ、ラジオ</u>）との連携（<u>公共情報commonsを経由した連携を含む</u>）</p>
34	<p>6 災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築</p> <p>県、市町は、地域衛星通信ネットワークと市町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するJ - アラート（全国瞬時警報システム）の構築に努めることとする。</p>	31	<p>6 災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築</p> <p>県、市町は、<u>兵庫</u>衛星通信ネットワークと市町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するJ - アラート（全国瞬時警報システム）の構築に努めることとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
41	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第6節 防災拠点の整備</p> <p>6 コミュニティ防災拠点</p> <p>追加</p> <p>7 市町地域防災計画で定めるべき事項</p>	38	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第6節 防災拠点の整備</p> <p>6 コミュニティ防災拠点</p> <p><u>7 堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点との連携</u> <u>京阪神都市圏における大規模地震発生時等に広域災害応急対策の拠点となる堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点と連携し効果的な輸送機能を確保する。</u></p> <p><u>8 市町地域防災計画で定めるべき事項</u></p>



頁	現 行	頁	修 正 案																																								
	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第7節 火災予防対策の推進 第1款 出火防止・初期消火体制の整備</p>		<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第7節 火災予防対策の推進 第1款 出火防止・初期消火体制の整備</p>																																								
42	<p>〔実施機関：海上保安本部、県企画県民部災害対策局、県県土整備部まちづくり局、消防本部〕</p>	39	<p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県県土整備部まちづくり局、<u>県県土整備部住宅建築局</u>、消防本部〕</p>																																								
	<p>第2 内容 1 組織の確立</p>		<p>第2 内容 1 組織の確立</p>																																								
42	<p>(1) 常備消防 平成23年4月1日現在、県下の41市町で常備消防が設置されており、常備化率は、人口比で100%、面積比で100%となっている。</p> <p>常備消防設置状況 (平成23年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>常備消防の方法</th> <th>消防本部の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 独</td> <td>25</td> <td>23市 2町</td> <td>5,213</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合</td> <td>3</td> <td>6市 3町</td> <td>463</td> </tr> <tr> <td>事務委託</td> <td>-</td> <td>7町</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>28</td> <td>29市12町</td> <td>5,676</td> </tr> </tbody> </table>	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数	単 独	25	23市 2町	5,213	一部事務組合	3	6市 3町	463	事務委託	-	7町	-	計	28	29市12町	5,676	39	<p>(1) 常備消防 平成24年4月1日現在、県下の41市町で常備消防が設置されており、常備化率は、人口比で100%、面積比で100%となっている。</p> <p>常備消防設置状況 (平成24年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>常備消防の方法</th> <th>消防本部の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 独</td> <td>25</td> <td>23市 2町</td> <td>5,242</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合</td> <td>3</td> <td>6市 3町</td> <td>466</td> </tr> <tr> <td>事務委託</td> <td>-</td> <td>7町</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>28</td> <td>29市12町</td> <td>5,708</td> </tr> </tbody> </table>	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数	単 独	25	23市 2町	5,242	一部事務組合	3	6市 3町	466	事務委託	-	7町	-	計	28	29市12町	5,708
常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																								
単 独	25	23市 2町	5,213																																								
一部事務組合	3	6市 3町	463																																								
事務委託	-	7町	-																																								
計	28	29市12町	5,676																																								
常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																								
単 独	25	23市 2町	5,242																																								
一部事務組合	3	6市 3町	466																																								
事務委託	-	7町	-																																								
計	28	29市12町	5,708																																								
42	<p>(2) 非常備消防 消防団設置状況 (平成23年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防団の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62</td> <td>29市12町</td> <td>44,187人</td> </tr> </tbody> </table>	消防団の数	市町の数	消防団員数	62	29市12町	44,187人	39	<p>(2) 非常備消防 消防団設置状況 (平成24年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防団の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62</td> <td>29市12町</td> <td>44,077人</td> </tr> </tbody> </table>	消防団の数	市町の数	消防団員数	62	29市12町	44,077人																												
消防団の数	市町の数	消防団員数																																									
62	29市12町	44,187人																																									
消防団の数	市町の数	消防団員数																																									
62	29市12町	44,077人																																									
	<p>2 火災予防対策</p>		<p>2 火災予防対策</p>																																								
43	<p>(3) 人命危険対象物火災予防 防火セイフティマークの表示指導 市町は、法令で義務化された一定規模以上の劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等に対して、防火対象物定期点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合している対象物については、防火セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立することとする。</p>	40	<p>(3) 人命危険対象物火災予防 防火<u>及び防災</u>セイフティマークの表示指導 市町は、法令で義務化された一定規模以上の劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等に対して、防火対象物定期点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合している対象物については、防火<u>及び防災</u>セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立することとする。</p>																																								

頁	現 行	頁	修 正 案																																																																																																
44	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第7節 火災予防対策の推進 第2款 消防施設・設備の整備</p> <p>3 消防施設の整備 (1) 現況</p> <p style="text-align: center;">消防職員・団員の数等 (平成23年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="322 544 835 691"> <tr> <td>消防署数</td> <td>55</td> <td>消防団数</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>出張所数</td> <td>115</td> <td>分 団 数</td> <td>1,256</td> </tr> <tr> <td>消防職員数</td> <td>5,676</td> <td>消防団員数</td> <td>44,187</td> </tr> </table>	消防署数	55	消防団数	62	出張所数	115	分 団 数	1,256	消防職員数	5,676	消防団員数	44,187	41	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第7節 火災予防対策の推進 第2款 消防施設・設備の整備</p> <p>3 消防施設の整備 (1) 現況</p> <p style="text-align: center;">消防職員・団員の数等 (平成24年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1330 544 1865 699"> <tr> <td>消防署数</td> <td>56</td> <td>消防団数</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>出張所数</td> <td>114</td> <td>分 団 数</td> <td>1,257</td> </tr> <tr> <td>消防職員数</td> <td>5,708</td> <td>消防団員数</td> <td>44,077</td> </tr> </table>	消防署数	56	消防団数	62	出張所数	114	分 団 数	1,257	消防職員数	5,708	消防団員数	44,077																																																																								
消防署数	55	消防団数	62																																																																																																
出張所数	115	分 団 数	1,256																																																																																																
消防職員数	5,676	消防団員数	44,187																																																																																																
消防署数	56	消防団数	62																																																																																																
出張所数	114	分 団 数	1,257																																																																																																
消防職員数	5,708	消防団員数	44,077																																																																																																
45	<p style="text-align: center;">消防ポンプ自動車等の保有数 (平成23年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="322 775 960 1058"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> <th>種 別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通消防ポンプ自動車</td> <td>159</td> <td>540</td> <td>手引動力ポンプ</td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>水槽付消防ポンプ自動車</td> <td>102</td> <td>13</td> <td>大型高所放水車</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>はしご付消防自動車</td> <td>53</td> <td></td> <td>泡原液搬送車</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屈折はしご付消防自動車</td> <td>3</td> <td></td> <td>救急自動車</td> <td>214</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車</td> <td>52</td> <td></td> <td>救助工作車</td> <td>49</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付積載車</td> <td>32</td> <td>1,400</td> <td>消防艇</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ</td> <td>78</td> <td>391</td> <td>ヘリコプター</td> <td>3( )</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団	普通消防ポンプ自動車	159	540	手引動力ポンプ		5	水槽付消防ポンプ自動車	102	13	大型高所放水車	5		はしご付消防自動車	53		泡原液搬送車	4		屈折はしご付消防自動車	3		救急自動車	214		化学消防自動車	52		救助工作車	49		小型動力ポンプ付積載車	32	1,400	消防艇	3		小型動力ポンプ	78	391	ヘリコプター	3( )		42	<p style="text-align: center;">消防ポンプ自動車等の保有数 (平成24年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1330 775 1980 1062"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> <th>種 別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通消防ポンプ自動車</td> <td>161</td> <td>532</td> <td>手引動力ポンプ</td> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>水槽付消防ポンプ自動車</td> <td>101</td> <td>13</td> <td>大型高所放水車</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>はしご付消防自動車</td> <td>55</td> <td></td> <td>泡原液搬送車</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屈折はしご付消防自動車</td> <td>4</td> <td></td> <td>救急自動車</td> <td>216</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車</td> <td>50</td> <td></td> <td>救助工作車</td> <td>49</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付積載車</td> <td>27</td> <td>1,478</td> <td>消防艇</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ</td> <td>80</td> <td>374</td> <td>ヘリコプター</td> <td>3( )</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団	普通消防ポンプ自動車	161	532	手引動力ポンプ		8	水槽付消防ポンプ自動車	101	13	大型高所放水車	4		はしご付消防自動車	55		泡原液搬送車	4		屈折はしご付消防自動車	4		救急自動車	216		化学消防自動車	50		救助工作車	49		小型動力ポンプ付積載車	27	1,478	消防艇	3		小型動力ポンプ	80	374	ヘリコプター	3( )	
種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団																																																																																														
普通消防ポンプ自動車	159	540	手引動力ポンプ		5																																																																																														
水槽付消防ポンプ自動車	102	13	大型高所放水車	5																																																																																															
はしご付消防自動車	53		泡原液搬送車	4																																																																																															
屈折はしご付消防自動車	3		救急自動車	214																																																																																															
化学消防自動車	52		救助工作車	49																																																																																															
小型動力ポンプ付積載車	32	1,400	消防艇	3																																																																																															
小型動力ポンプ	78	391	ヘリコプター	3( )																																																																																															
種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団																																																																																														
普通消防ポンプ自動車	161	532	手引動力ポンプ		8																																																																																														
水槽付消防ポンプ自動車	101	13	大型高所放水車	4																																																																																															
はしご付消防自動車	55		泡原液搬送車	4																																																																																															
屈折はしご付消防自動車	4		救急自動車	216																																																																																															
化学消防自動車	50		救助工作車	49																																																																																															
小型動力ポンプ付積載車	27	1,478	消防艇	3																																																																																															
小型動力ポンプ	80	374	ヘリコプター	3( )																																																																																															
45	<p style="text-align: center;">消火水利の概要 (平成23年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="327 1129 880 1453"> <tr> <td>消火栓</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">防火水槽</td> <td rowspan="4">17,439</td> <td>100m<sup>3</sup>以上</td> <td>954</td> </tr> <tr> <td>60～100 m<sup>3</sup></td> <td>1,168</td> </tr> <tr> <td>40～60 m<sup>3</sup></td> <td>12,858</td> </tr> <tr> <td>20～40 m<sup>3</sup></td> <td>2,459</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>421</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>912</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>894</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	消火栓				防火水槽	17,439	100m <sup>3</sup> 以上	954	60～100 m <sup>3</sup>	1,168	40～60 m <sup>3</sup>	12,858	20～40 m <sup>3</sup>	2,459	井 戸	421			プール	912			その他	894			42	<p style="text-align: center;">消火水利の概要 (平成24年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1330 1129 1883 1453"> <tr> <td>消火栓</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">防火水槽</td> <td rowspan="4">17,494</td> <td>100m<sup>3</sup>以上</td> <td>967</td> </tr> <tr> <td>60～100 m<sup>3</sup></td> <td>1,171</td> </tr> <tr> <td>40～60 m<sup>3</sup></td> <td>12,935</td> </tr> <tr> <td>20～40 m<sup>3</sup></td> <td>2,421</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>541</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>1,037</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>884</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	消火栓				防火水槽	17,494	100m <sup>3</sup> 以上	967	60～100 m <sup>3</sup>	1,171	40～60 m <sup>3</sup>	12,935	20～40 m <sup>3</sup>	2,421	井 戸	541			プール	1,037			その他	884																																														
消火栓																																																																																																			
防火水槽	17,439	100m <sup>3</sup> 以上	954																																																																																																
		60～100 m <sup>3</sup>	1,168																																																																																																
		40～60 m <sup>3</sup>	12,858																																																																																																
		20～40 m <sup>3</sup>	2,459																																																																																																
井 戸	421																																																																																																		
プール	912																																																																																																		
その他	894																																																																																																		
消火栓																																																																																																			
防火水槽	17,494	100m <sup>3</sup> 以上	967																																																																																																
		60～100 m <sup>3</sup>	1,171																																																																																																
		40～60 m <sup>3</sup>	12,935																																																																																																
		20～40 m <sup>3</sup>	2,421																																																																																																
井 戸	541																																																																																																		
プール	1,037																																																																																																		
その他	884																																																																																																		

頁	現 行	頁	修 正 案
56	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第9節 災害医療救急システム</p> <p>8 医薬品等の確保</p> <p>(4) 兵庫県赤十字血液センターは、県民医療に不可欠な輸血用血液を確保・供給する拠点となるとともに、災害時における陸・海・空路を利用した血液供給体制の整備を行うこととする。</p> <p><u>また、血液事業に関する情報提供、見学・研修の受入などを行うとともに、輸血医療の研究体制の構築、さらに、さい帯血移植や末梢血幹細胞移植など高度医療への対応や研究協力を進めることとする。</u></p> <p><u>平成15年8月、災害医療センター隣接地に開設。</u></p> <p>11 市町における災害医療体制等の整備</p> <p>(1) 市町は、県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、市町域内での災害対応病院の指定、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について、地域の医師会、歯科医師会、医療機関、搬送機関等と調整し、市町地域防災計画に明記の上、整備を図ることとする。</p>	53	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第9節 災害医療救急システム</p> <p>8 医薬品等の確保</p> <p>(4) 兵庫県赤十字血液センターは、県民医療に不可欠な輸血用血液を確保・供給する拠点となるとともに、災害時における陸・海・空路を利用した血液供給体制の整備を行うこととする。</p> <p>削除</p> <p>11 市町における災害医療体制等の整備</p> <p>(1) 市町は、県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、市町域内での災害対応病院の指定、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について、地域の医師会、歯科医師会、<u>薬剤師会</u>、医療機関、搬送機関等と調整し、市町地域防災計画に明記の上、整備を図ることとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
57	<p>第2編 災害予防計画  第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第10節 緊急輸送体制の整備</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、日本通運(株)、道路輸送機関〕</p>	54	<p>第2編 災害予防計画  第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第10節 緊急輸送体制の整備</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、<u>県県土整備部県土企画局</u>、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、日本通運(株)、道路輸送機関〕</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
69	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第14節 廃棄物対策の充実</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(2) 災害時の廃棄物処理に関する応援協定 県及び神戸市安全協力会、(社)兵庫県産業廃棄物協会、(一社)兵庫県水質保全センターとの間で、県の依頼・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成17年9月に災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。</p>	66	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第14節 廃棄物対策の充実</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(2) 災害時の廃棄物処理に関する応援協定 県及び神戸市安全協力会、(二社)兵庫県産業廃棄物協会、(一社)兵庫県水質保全センター、<u>(一社)日本建設業連合会(関西支部)及び兵庫県環境整備事業協同組合</u>との間で、県の依頼・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成17年9月に災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
70	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第15節 災害時要援護者支援対策の充実</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害時要援護者支援体制等の推進</p> <p>(1) 兵庫県災害時要援護者支援対策連絡会 県は、災害時要援護者支援対策の促進を図るため、関係部局間の連携により連絡会を設置し、情報共有を行うとともに、総合的な対策を実施する。</p> <p>(2) 災害時要援護者避難支援検討委員会 県、市町は、災害時要援護者の避難支援体制等の充実を図るため、次の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者の名簿の作成・充実</li> <li>・要援護者一人ひとりの支援者の確保</li> <li>・県、市町は、住民の自立と相互の助け合いを基調として高齢者・障害者等の健康及び福祉の増進や保健医療福祉サービスの連携・供給を行う拠点の整備</li> <li>・介護事業者の団体等との災害時要援護者支援のための包括協定の締結</li> </ul> <p>県は、災害時要援護者避難支援検討委員会を設置し、有識者、市町、消防団等防災関係者、介護事業団体等と連携のうえ、上記の対策を推進するための「災害時要援護者支援ガイドライン(仮称)」を作成し、市町における災害時要援護者支援対策を促進する。</p>	67	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第15節 災害時要援護者支援対策の充実</p> <p>第2 内容</p> <p><u>1 災害時要援護者支援体制の整備</u></p> <p><u>(1) 推進組織の整備</u> 市町は、災害時要援護者の担当課を定め、庁内横断で災害時要援護者を支援する体制を整備することとする。また、既存の福祉関係組織等を活用して関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努めることとする。</p> <p><u>(2) 避難行動要支援者名簿の整備</u> 市町は、平常時から自力での避難が困難な災害時要援護者(避難行動要支援者)の所在等を把握し、避難行動要支援者名簿を整備しておくこととする。</p> <p><u>(3) 避難行動要支援者名簿の共有</u> 市町は、災害時の避難支援等に活用するため、避難行動要支援者名簿を庁内関係課と共有するとともに、本人の同意を得ることを基本に、避難行動要支援者名簿を民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会等に提供するよう努めることとする。</p> <p><u>(4) 地域における避難支援体制の整備</u> 市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。</p> <p><u>(5) 訓練・研修の実施</u> 市町は、災害時要援護者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努めることとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
70	<p>2 災害時要援護者支援体制の確保</p> <p>(1) 難病患者等への支援体制の整備</p> <p>県は、在宅人工呼吸器装着難病患者等、医療依存度の高い難病患者を把握するとともに、市町及び医療機関等と連携し、災害時に避難入院先の確保や特定医薬品の供給等、迅速な対応ができるよう、体制整備を進めることとする。</p> <p>(2) 市町における災害時要援護者情報の共有と支援体制の整備</p> <p>市町は防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織、平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、災害時要援護者の避難支援や見守り体制の整備に努めることとする。</p> <p>市町は、災害時要援護者に関する情報を平常時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画を作成することとする。</p> <p>市町は災害時要援護者の情報について、個人情報保護条例等を踏まえ効果的な収集共有を行うこととする。</p> <p>(3) 災害時要援護者への情報伝達手段の確保</p> <p>県、市町は、災害時に（避難準備情報をはじめ）迅速・的確に災害時要援護者へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段（聴覚障害者に対するファクシミリ、インターネット、携帯電話のメール、文字放送、視覚障害者に対する防災行政無線、広報車等）の確保に努めるとともに、地域の見守り体制や障害者団体のネットワーク等も活用し、情報伝達ルートの確保を図ることとする。</p>	67	<p><u>2 情報伝達体制の整備</u></p> <p><u>(1) 市町の体制</u></p> <p><u>市町は、災害時に迅速・的確に災害時要援護者へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、地域の見守り体制や障害者団体のネットワーク等も活用し、情報伝達ルートの確保を図ることとする。</u></p> <p><u>(2) 緊急通報システムの整備</u></p> <p>県、市町は高齢者、障害者等と消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めることとする。</p> <p><u>(3) 聴覚障害者向け緊急情報発信システムの整備・運営</u></p> <p>県は、災害に関する情報を、あらかじめ登録した携帯電話にメール配信する聴覚障害者向け緊急情報発信システムを整備・運営することとする。</p> <p><u>(4) 障害者への情報伝達体制の整備</u></p> <p>県、市町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備することとする。</p> <p>また、県、市町は、防災知識の普及啓発に努めるほか、消防本部等は、防災上の相談・指導を行うこととする。</p> <p><u>(5) 外国人に対する日常の情報提供等</u></p> <p>県、市町は、外国語による防火防災対策の啓発に努めることとする。</p> <p>ア 生活情報リーフレットによる防災情報の提供</p> <p>イ ひょうごE（エマージェンシー）ネットをはじめ、インターネット、コミュニティFM、FM放送を用いた外国語による啓発の実施</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
71	<p>(4) 障害者への情報伝達方法の確立            障害者への情報伝達体制の整備            県、市町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備することとする。</p> <p>また、県、市町は、防災知識の普及啓発に努めるほか、消防本部等は、防災上の相談・指導を行うこととする。</p> <p>(5) 緊急通報システムの整備            県、市町は高齢者、障害者等と消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めることとする。</p> <p>(5) 聴覚障害者向け緊急情報発信システムの整備・運営            県は、ひょうご防災ネットと連携し、風水害など災害に関する情報を、あらかじめ登録した携帯電話にメール配信する聴覚障害者向け緊急情報発信システムを整備・運営することとする。</p> <p>(5) 外国人に対する日常の情報提供等            県、市町は、外国語による防火防災対策の啓発に努めることとする。</p> <p>ア 生活情報リーフレットによる防災情報の提供            イ ひょうごE（エマージェンシー）ネットをはじめ、インターネット、コミュニティFM、FM放送を用いた外国語による啓発の実施</p>		



頁	現 行	頁	修 正 案
71	<p>3 社会福祉施設等の整備</p> <p>(1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立        県、市町等は、高齢者、障害者等の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備することとする。</p> <p>(2) 社会福祉施設の対応強化        県、市町等は、社会福祉施設を利用する高齢者や障害者等が、災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努めることとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設等の整備        県は、民間社会福祉施設の防災資機材（小型発電機、組立式水槽、備蓄倉庫等）の整備の促進を指導することとする。        県、市町等は、高齢者や障害者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努めることとする。        ア 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備        イ 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備</p> <p>(4) 県立社会福祉施設の地域社会等に対する支援拠点としての位置づけ        県は、県立社会福祉施設を、要援護者等を受け入れる支援拠点、あるいは他の社会福祉施設に対する支援拠点として位置づけることとする。</p> <p>(5) 高齢者、障害者等に配慮した避難所の整備        災害時に避難所となる施設の管理者は、高齢者、障害者の利用を考慮して、施設のバリアフリー - 化に努めることとする。</p>	68	<p><u>3 安全な避難場所の確保</u></p> <p><u>市町は、指定避難所において、バリアフリー化や障害者向けトイレの確保など、災害時要援護者がすごしやすい環境の確保に努めることとする。</u></p> <p><u>また、市町は、福祉避難所の確保に努めることとする。</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
		68	<p><u>4 災害時要援護者に配慮した食料・物資の確保</u>  <u>県、市町は、流動食、粉ミルク、車いす、紙おむつなどの災害時要援護者に配慮した食料・生活用品等の備蓄・調達体制の整備に努めることとする。</u></p> <p><u>5 平常時の地域ケアシステムとの連携</u>  (3) <u>介護・看護事業者等との連携</u>  <u>市町は、災害時の情報伝達、安否確認や被災要援護者の生活支援などについて、地域の介護・看護事業者との連携を図ることとする。</u>  県、市町等は、高齢者、障害者等の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備することとする。</p> <p><u>(2) 社会福祉施設等の対応力の強化</u>  <u>県、市町は、社会福祉施設や福祉サービス事業者に対し、事業継続計画（BCP）の策定を促すなど、入所者・利用者の安全確保やサービスの早期再開に向けた取り組みを進めるよう、啓発に努めることとする。</u></p> <p>(3) 県は、民間社会福祉施設の防災資機材（小型発電機、組立式水槽、備蓄倉庫等）の整備の促進を指導することとする。  (3) 県、市町等は、高齢者や障害者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努めることとする。  ア 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備  イ 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備</p> <p><u>(3) 社会福祉法人相互間の協力関係の構築</u>  <u>県、市町は、社会福祉施設等が被害を受けた場合に備え、社会福祉法人相互間の協力体制を構築するよう働きかけることとする。</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
72	<p>4 災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施</p> <p>県は、市町等の関係機関と十分な連携及び調整を図った上で、県土保全事業を推進するとともに、災害時要援護者関連施設に対して、土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策を講じることとする。</p> <p>5 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時要援護者の日常的把握</li> <li>(2) 災害時要援護者支援体制の整備</li> <li>(3) 災害時要援護者への情報伝達や避難誘導</li> <li>(4) 緊急通報システムの整備</li> <li>(5) 社会福祉施設等の整備</li> <li>(6) 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の実施</li> <li>(7) 土砂災害危険箇所、地区等に所在する災害時要援護者関連施設一覧</li> <li>(8) 外国語による防火防災対策の啓発</li> <li>(9) その他必要な事項</li> </ol>	68	<p><u>6</u> 災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施</p> <p>県は、市町等の関係機関と十分な連携及び調整を図った上で、県土保全事業を推進するとともに、災害時要援護者関連施設に対して、土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策を講じることとする。</p> <p><u>7</u> 難病患者等への支援体制の整備</p> <p>県は、在宅人工呼吸器装着難病患者等、医療依存度の高い難病患者を把握するとともに、市町及び医療機関、<u>介護保険事業所</u>等と連携し、災害時に避難入院先の確保や特定医薬品の供給等、迅速な対応ができるよう、体制整備を進めることとする。</p> <p>69 <u>8</u> 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時要援護者の日常的把握</li> <li>(2) 災害時要援護者支援体制の整備</li> <li>(3) 災害時要援護者への情報伝達や避難誘導</li> <li>(4) 緊急通報システムの整備</li> <li>(5) 社会福祉施設等の整備</li> <li>(6) 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の実施</li> <li>(7) 土砂災害危険箇所、地区等に所在する災害時要援護者関連施設一覧</li> <li>(8) 外国語による防火防災対策の啓発</li> <li>(9) <u>福祉避難所の設置</u></li> <li><u>(10)</u> その他必要な事項</li> </ol>

頁	現 行	頁	修 正 案
80	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第18節 土砂災害対策の推進</p> <p>6 その他の対策 (2) 土砂災害のおそれのある時間情報の提供 県は、「土砂災害警戒情報」を補足するより詳細な情報である「地域別土砂災害危険度」を市町及び住民に提供するため、フェニックス防災システムや、県ホームページ等の伝達媒体の整備を進めることとする。</p>	76	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第18節 土砂災害対策の推進</p> <p>6 その他の対策 (2) 土砂災害のおそれのある時間情報の提供 県は、「土砂災害警戒情報」を補足するより詳細な情報である「地域別土砂災害危険度」をフェニックス防災システムや、<u>県ホームページ、携帯サイト、ケーブルテレビ等の伝達媒体を用いて</u>市町及び住民に提供する。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第1節 治山・治水対策の総合的推進</p> <p>第2 内容</p> <p>97 県は、治山・治水対策を計画的に推進するため、「ひょうご治山・治水防災実施計画」を策定し、施設整備等を行うこととする。</p> <p>98 3 森や山の防災 (3) ソフト対策 地域別土砂災害危険度の発信 「土砂災害警戒情報」を補足する詳細な情報である「地域別土砂災害危険度」を市町及び住民に提供するため、フェニックス防災システムや、県ホームページ等の伝達媒体の整備を進める。</p> <p>99 4 川の防災 (3) ため池対策（ハード対策） 全体で 43,256 箇所のため池のうち、老朽化したため池を以下の基準により警戒ため池とし、次の から が複合する箇所から優先的に改修（全面改修、<u>部分改修</u>、統廃合）する。</p>		<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第1節 治山・治水対策の総合的推進</p> <p>第2 内容</p> <p>91 県は、治山・治水対策を計画的に推進するため、「ひょうご治山・治水防災実施計画」を策定し、施設整備等を行うこととする。<u>また、総合治水条例にもとづき、頻発する集中豪雨や局地的大雨等に対し、「河川下水道対策」に加えて、河川や水路への流出を抑制するための「流域対策」、河川等から溢れた場合でも被害を軽減するための「減災対策」を組み合わせた「総合治水」に、県民総意で取り組む。</u></p> <p>92 3 森や山の防災 (3) ソフト対策 地域別土砂災害危険度の発信 「土砂災害警戒情報」を補足する詳細な情報である「地域別土砂災害危険度」を<u>フェニックス防災システムや、県ホームページ、携帯サイト、ケーブルテレビ等の伝達媒体を用いて</u>市町及び住民に提供する。</p> <p>93 4 川の防災 (3) ため池対策（ハード対策） 全体で約 43,000 箇所のため池のうち、<u>かんがい受益 0.5ha 以上の約 11,000 箇所を対象に</u>、老朽化したため池を以下の基準により警戒ため池とし、次の から が複合する箇所から優先的に改修（全面改修、統廃合）する。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
99	<p>4 川の防災</p> <p>(4) ソフト対策</p> <p>総合的な治水対策の推進</p> <p>都市域を中心として、ため池の貯留や、学校・公園などを利用した貯留施設による流出抑制策など、洪水対策を河川のみ reliant ではなく、流域に降った雨が河川に流出しにくい仕組み作りを進め、流域全体で防災力の向上を図る。</p> <p>土地利用の規制・誘導</p> <p>水防体制等の充実強化</p> <p>地域・住民等と連携した施設管理</p> <p>一級水系に係る国の機関と県の連携強化</p> <p>5 海の防災</p> <p>(1) 高潮対策（ハード対策）</p> <p>平成 16 年災害を踏まえて修繕等の対策を推進するとともに、現行の計画高潮を整備水準とし、高潮対策施設の機能維持と信頼性向上のための整備を進める。</p>	94	<p>4 川の防災</p> <p>(4) ソフト対策</p> <p>削除</p> <p>— 土地利用の規制・誘導</p> <p>— 水防体制等の充実強化</p> <p>— 地域・住民等と連携した施設管理</p> <p>— 一級水系に係る国の機関と県の連携強化</p> <p><u>ため池の定期点検</u></p> <p><u>ため池管理者の日常管理を補完するため、かんがい受益 0.5ha 以上のため池を対象に市町が実施する 5 年に 1 回の専門技術者による「ため池定期点検」について支援し、ため池の健全度に関する情報をため池管理者と県・市町で共有する。</u></p> <p>5 海の防災</p> <p>(1) 高潮対策（ハード対策）</p> <p><u>平成 24 年度に実施した防潮堤の健全度調査結果</u>を踏まえて修繕等の対策を推進するとともに、現行の計画高潮を整備水準とし、高潮対策施設の機能維持と信頼性向上のための整備を進める。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案								
103	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第2節 水害の防止施設等の整備 第2款 内水の排除対策の推進</p> <p>第2 内容 1 事業計画 (3) 浸水対策下水道事業 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="259 592 1106 663"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域自主戦略交付金事業</td> <td>管渠、排水ポンプ場 等</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	地域自主戦略交付金事業	管渠、排水ポンプ場 等	97	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第2節 水害の防止施設等の整備 第2款 内水の排除対策の推進</p> <p>第2 内容 1 事業計画 (3) 浸水対策下水道事業 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="1267 584 2101 655"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会資本総合整備事業</td> <td>管渠、排水ポンプ場 等</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	社会資本総合整備事業	管渠、排水ポンプ場 等
事業名	事業内容										
地域自主戦略交付金事業	管渠、排水ポンプ場 等										
事業名	事業内容										
社会資本総合整備事業	管渠、排水ポンプ場 等										

頁	現 行	頁	修 正 案																																										
104	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第2節 水害の防止施設等の整備 第3款 海岸施設の整備</p> <p>第2 内容 1 事業計画 (1) 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="241 544 1077 922"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23～27</td> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸（胸壁・護岸（改良）陸閘等自動閉鎖化 他） 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他） 他 計4海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>侵食対策事業</td> <td>内田海岸（消波堤他） 五色浜海岸（人工リーフ） 他 計3海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸環境整備事業</td> <td>田之代海岸（緩傾斜護岸他） 他 計2海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸耐震対策緊急事業</td> <td>東播磨港海岸（護岸補強） 計1海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>淡路海岸（護岸補強） 尼崎西宮芦屋港海岸（閘門補修） 他 計4海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港海岸（陸閘等自動化 他） 計6海岸</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	23～27	高潮対策事業	福良港海岸（胸壁・護岸（改良）陸閘等自動閉鎖化 他） 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他） 他 計4海岸		侵食対策事業	内田海岸（消波堤他） 五色浜海岸（人工リーフ） 他 計3海岸		海岸環境整備事業	田之代海岸（緩傾斜護岸他） 他 計2海岸		海岸耐震対策緊急事業	東播磨港海岸（護岸補強） 計1海岸		海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強） 尼崎西宮芦屋港海岸（閘門補修） 他 計4海岸		津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（陸閘等自動化 他） 計6海岸	98	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第2節 水害の防止施設等の整備 第3款 海岸施設の整備</p> <p>第2 内容 1 事業計画 (1) 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="1234 544 2092 935"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23～27</td> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸（胸壁・護岸（改良）陸閘等自動閉鎖化 他） 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他） 他 計4海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>侵食対策事業</td> <td>内田海岸（消波堤他） 五色浜海岸（人工リーフ） 他 計3海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸環境整備事業</td> <td>田之代海岸（緩傾斜護岸他） 他 計2海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸耐震対策緊急事業</td> <td>東播磨港海岸（護岸補強） 計1海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>淡路海岸（護岸補強） 尼崎西宮芦屋港海岸（<b>護岸補強</b>） 他 計9海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港海岸（陸閘等<b>遠隔操作化</b> 他） 計6海岸</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	23～27	高潮対策事業	福良港海岸（胸壁・護岸（改良）陸閘等自動閉鎖化 他） 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他） 他 計4海岸		侵食対策事業	内田海岸（消波堤他） 五色浜海岸（人工リーフ） 他 計3海岸		海岸環境整備事業	田之代海岸（緩傾斜護岸他） 他 計2海岸		海岸耐震対策緊急事業	東播磨港海岸（護岸補強） 計1海岸		海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強） 尼崎西宮芦屋港海岸（ <b>護岸補強</b> ） 他 計9海岸		津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（陸閘等 <b>遠隔操作化</b> 他） 計6海岸
年度	事業名	事業内容																																											
23～27	高潮対策事業	福良港海岸（胸壁・護岸（改良）陸閘等自動閉鎖化 他） 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他） 他 計4海岸																																											
	侵食対策事業	内田海岸（消波堤他） 五色浜海岸（人工リーフ） 他 計3海岸																																											
	海岸環境整備事業	田之代海岸（緩傾斜護岸他） 他 計2海岸																																											
	海岸耐震対策緊急事業	東播磨港海岸（護岸補強） 計1海岸																																											
	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強） 尼崎西宮芦屋港海岸（閘門補修） 他 計4海岸																																											
	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（陸閘等自動化 他） 計6海岸																																											
年度	事業名	事業内容																																											
23～27	高潮対策事業	福良港海岸（胸壁・護岸（改良）陸閘等自動閉鎖化 他） 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他） 他 計4海岸																																											
	侵食対策事業	内田海岸（消波堤他） 五色浜海岸（人工リーフ） 他 計3海岸																																											
	海岸環境整備事業	田之代海岸（緩傾斜護岸他） 他 計2海岸																																											
	海岸耐震対策緊急事業	東播磨港海岸（護岸補強） 計1海岸																																											
	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強） 尼崎西宮芦屋港海岸（ <b>護岸補強</b> ） 他 計9海岸																																											
	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（陸閘等 <b>遠隔操作化</b> 他） 計6海岸																																											
104	<p>(2) 県（農政環境部）所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="241 1015 1084 1434"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(農村環境室所管分) 高潮対策事業</td> <td>福浦海岸（護岸補強 他）</td> </tr> <tr> <td><b>海岸堤防等老朽化対策緊急事業</b></td> <td><b>吹上海岸（堤防補強 他）</b></td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td>慶野海岸（潜堤 他）</td> </tr> <tr> <td>(漁港課所管分) 高潮対策事業</td> <td>丸山漁港海岸（胸壁他）、家島漁港海岸（護岸（改良）他）</td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td>須井漁港海岸（離岸堤他）</td> </tr> <tr> <td>海岸環境整備事業</td> <td>香住漁港海岸（養浜他）</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	(農村環境室所管分) 高潮対策事業	福浦海岸（護岸補強 他）	<b>海岸堤防等老朽化対策緊急事業</b>	<b>吹上海岸（堤防補強 他）</b>	侵食対策事業	慶野海岸（潜堤 他）	(漁港課所管分) 高潮対策事業	丸山漁港海岸（胸壁他）、家島漁港海岸（護岸（改良）他）	侵食対策事業	須井漁港海岸（離岸堤他）	海岸環境整備事業	香住漁港海岸（養浜他）	98	<p>(2) 県（農政環境部）所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="1234 1015 2092 1374"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(農村環境室所管分) 高潮対策事業</td> <td>福浦海岸（護岸補強 他）</td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td>慶野海岸（潜堤 他）</td> </tr> <tr> <td>(漁港課所管分) 高潮対策事業</td> <td>丸山漁港海岸（胸壁他）、家島漁港海岸（護岸（改良）他）</td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td>須井漁港海岸（離岸堤他）</td> </tr> <tr> <td>海岸環境整備事業</td> <td>香住漁港海岸（養浜他）</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	(農村環境室所管分) 高潮対策事業	福浦海岸（護岸補強 他）	侵食対策事業	慶野海岸（潜堤 他）	(漁港課所管分) 高潮対策事業	丸山漁港海岸（胸壁他）、家島漁港海岸（護岸（改良）他）	侵食対策事業	須井漁港海岸（離岸堤他）	海岸環境整備事業	香住漁港海岸（養浜他）																
事業名	事業内容																																												
(農村環境室所管分) 高潮対策事業	福浦海岸（護岸補強 他）																																												
<b>海岸堤防等老朽化対策緊急事業</b>	<b>吹上海岸（堤防補強 他）</b>																																												
侵食対策事業	慶野海岸（潜堤 他）																																												
(漁港課所管分) 高潮対策事業	丸山漁港海岸（胸壁他）、家島漁港海岸（護岸（改良）他）																																												
侵食対策事業	須井漁港海岸（離岸堤他）																																												
海岸環境整備事業	香住漁港海岸（養浜他）																																												
事業名	事業内容																																												
(農村環境室所管分) 高潮対策事業	福浦海岸（護岸補強 他）																																												
侵食対策事業	慶野海岸（潜堤 他）																																												
(漁港課所管分) 高潮対策事業	丸山漁港海岸（胸壁他）、家島漁港海岸（護岸（改良）他）																																												
侵食対策事業	須井漁港海岸（離岸堤他）																																												
海岸環境整備事業	香住漁港海岸（養浜他）																																												



頁	現 行	頁	修 正 案										
110	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第2款 地すべり防止施設の整備</p> <p>第2 内容 1 事業計画 (2) 県（農政環境部）所管事業分 農村環境室所管分</p> <table border="1" data-bbox="280 582 1003 699"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23~</td> <td>地すべり対策事業</td> <td>地すべり防止区域内における 抑止工（杭打工、土留工等） 抑制工（押え盛土、地表水排除工、地下水排除工等）</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	23~	地すべり対策事業	地すべり防止区域内における 抑止工（杭打工、土留工等） 抑制工（押え盛土、地表水排除工、地下水排除工等）	104	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第2款 地すべり防止施設の整備</p> <p>第2 内容 1 事業計画 (2) 県（農政環境部）所管事業分 農村環境室所管分</p> <table border="1" data-bbox="1290 582 1968 707"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地すべり対策事業</td> <td>地すべり防止区域内における 抑止工（杭打工、土留工等） 抑制工（押え盛土、地表水排除工、地下水排除工等）</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	地すべり対策事業	地すべり防止区域内における 抑止工（杭打工、土留工等） 抑制工（押え盛土、地表水排除工、地下水排除工等）
年度	事業名	事業内容											
23~	地すべり対策事業	地すべり防止区域内における 抑止工（杭打工、土留工等） 抑制工（押え盛土、地表水排除工、地下水排除工等）											
事業名	事業内容												
地すべり対策事業	地すべり防止区域内における 抑止工（杭打工、土留工等） 抑制工（押え盛土、地表水排除工、地下水排除工等）												

頁	現 行	頁	修 正 案
117	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第8款 地盤沈下対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 地盤沈下の原因は、地下水の過剰な採取に伴う地下水の低下により、粘土層が<u>圧密されることによるのが定説</u>とされている。したがって、地盤沈下防止のためには、地下水の採取規制が必要であり、昭和31年には工業用地下水を対象とした「工業用水法」が制定され、これに基づき地盤沈下の防止のための規制を実施している。</p> <p>地盤沈下の現況 大阪平野地域 この地域では現在までに、尼崎市・伊丹市及び西宮市南部の<u>約100k㎡</u>の地域で沈下が認められており、<u>さらに</u>尼崎市の臨海部には約16k㎡のゼロメートル地帯がある。</p> <p>沈下は昭和10年頃から16年頃までは年間数cm程度の沈下が見られたが、30年頃から激しくなり、36年にはJR尼崎駅付近で年間約20cmという沈下が認められた。その後、工業用地下水の採取規制が進み、40年以降は急激に沈下量が減少した。最近では年間<u>最大</u>沈下量も、1cm未満となり、海岸付近以外の地域ではほとんど沈下は見られない。</p> <p>地下水位は、近年ほぼ横ばい状態である。</p> <p>また、年間揚水量は水道用が主で約1,400万m<sup>3</sup>となっている。</p> <p>播磨平野地域 この地域では、昭和45年の水準測量で1～2の水準点に事故と見られる変動があったものの、地盤沈下は特に認められない。</p> <p>地下水位は40年以降低下の傾向が見られたが、最近はやや回復しつつある。</p> <p>当地域での年間揚水量は、水道用が主で約11,700万m<sup>3</sup>となっている。</p>	111	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第8款 地盤沈下対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 地盤沈下は、地下水の過剰な採取に伴う地下水の低下により、粘土層が<u>収縮して発生する</u>とされている。したがって、地盤沈下防止のためには、地下水の採取規制が必要であり、昭和31年には工業用地下水を対象とした「工業用水法」が制定され、これに基づき地盤沈下の防止のための規制を実施している。</p> <p>(1) 地盤沈下の現況 大阪平野地域 この地域では現在までに、尼崎市・伊丹市及び西宮市南部の地域で沈下が認められており、尼崎市の臨海部には約16k㎡のゼロメートル地帯がある。</p> <p>沈下は昭和10年頃から16年頃までは年間数cm程度の沈下が見られたが、30年頃から激しくなり、36年にはJR尼崎駅付近で年間約20cmという沈下が認められた。その後、工業用地下水の採取規制が進み、40年以降は急激に沈下量が減少した。最近では年間沈下量が<u>平均で1cm以下</u>となり、海岸付近以外の地域ではほとんど沈下は見られない。</p> <p>地下水位は、近年ほぼ横ばい状態である。</p> <p>また、年間揚水量は水道用が主で約<u>1,700</u>万m<sup>3</sup>となっている。</p> <p>播磨平野地域 この地域では、昭和45年の水準測量で<u>一、二</u>の水準点に事故と見られる変動があったものの、地盤沈下は特に認められない。</p> <p>地下水位は40年以降<u>著しい</u>低下の傾向が見られたが、最近はやや横ばいになり、<u>穏やかな減少傾向を示している。</u></p> <p>当地域での年間揚水量は、水道用が主で約<u>5,600</u>万m<sup>3</sup>となっている。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
117	<p>その他の地域</p> <p>国土地理院が過去に実施した一等水準測量によれば淡路島南部でわずかな沈下が認められたが、特に問題となるものではない。豊岡市の測量点において、<u>消雪用の地下水くみ上げに起因すると考えられる沈下が、</u>年間1cm前後観測されている。</p> <p>淡路島南部、豊岡盆地での年間揚水量は、それぞれ約290万m<sup>3</sup>、130万m<sup>3</sup>となっている。</p> <p>(2) 地盤沈下対策</p> <p>監視測定</p> <p>県南東部地域：県(3井)・<u>近畿経済産業局(4井)</u>・<u>尼崎市(1井)</u></p> <p><u>播磨地域：県(11井)</u></p>	111	<p>その他の地域</p> <p>国土地理院が過去に実施した一等水準測量によれば淡路島南部でわずかな沈下が認められたが、特に問題となるものではない。豊岡市の測量点において、年間1cm前後観測されている。<u>なお、地下水の主な用途は、水道と消融雪用水である。</u></p> <p>淡路島南部、豊岡盆地での年間揚水量は、それぞれ約<u>310</u>万m<sup>3</sup>、<u>390</u>万m<sup>3</sup>となっている。</p> <p>(2) 地盤沈下対策</p> <p>監視測定</p> <p>県南東部地域：県(4井)・<u>尼崎市(2井)</u></p> <p>県北部地域：豊岡市(3井)・<u>近畿地方整備局(6井)</u></p>
118	<p>県北部地域：豊岡市(1井)</p> <p>地下水の採取規制</p> <p>ア 法律による地下水採取規制</p> <p>工業用水法に基づく指定地域は</p> <p>35年10月 尼崎市全域</p> <p>37年10月 西宮市の阪急電鉄神戸線以南の地域</p> <p>38年6月 伊丹市全域</p> <p>が指定され、指定時に許可基準に適合しなかった既設井戸については44年5月に水源転換が完了している。</p> <p>イ 条例による地下水採取規制</p> <p>尼崎市民の環境をまもる条例・<u>伊丹市環境保全条例</u>・明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例・三木市環境保全条例・赤穂市生活環境の保全に関する条例</p> <p>ウ 協議会による自主規制</p> <p>東播磨地域の5市2町(明石・稲美・播磨の全域と神戸・加古川・高砂・三木の一部地域)では43年4月、地下水利用者、国、県、関係市町等による東播地域地下水利用対策協議会を組織し、工業用井戸の新設、改造について自主規制を行っている。</p>	112	<p>地下水の採取規制</p> <p>ア 法律による地下水採取規制</p> <p>工業用水法に基づく指定地域は</p> <p>35年<u>11</u>月 尼崎市全域</p> <p>37年<u>11</u>月 西宮市の<u>うち</u>、阪急電鉄神戸線以南の地域</p> <p>38年<u>7</u>月 伊丹市全域</p> <p>が指定され、指定時に許可基準に適合しなかった既設井戸については44年5月に水源転換が完了している。</p> <p>イ 条例による地下水採取規制</p> <p><u>尼崎市の環境をまもる条例</u>・明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例・三木市環境保全条例・赤穂市生活環境の保全に関する条例</p> <p>ウ 協議会による自主規制</p> <p>東播磨地域の5市2町(明石・稲美・播磨の全域と神戸・加古川・高砂・三木の一部地域)では43年4月、地下水利用者、国、県、関係市町等による東播地域地下水利用対策協議会を組織し、工業用井戸の新設、<u>代替を承認制にしている。</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
	<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第2節 都市の防災構造の強化</p>		<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第2節 都市の防災構造の強化</p>
122	〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県県土整備部まちづくり局、市町〕	116	〔実施機関：県企画県民部災害対策局、 <u>県県土整備部土木局</u> 、県県土整備部まちづくり局、市町〕
124	<p>4 都市の再開発の推進</p> <p>県、市町等は、密集市街地等の防災上危険な市街地の整備を行い、公共空地等の設置、建物の不燃化等を図るため、市街地再開発事業等の計画・実施に努めることとする。</p>	118	<p>4 都市の再開発の推進</p> <p>県、市町等は、密集市街地等の防災上危険な市街地の<u>改善を図るため</u>、公共空地等の設置、建物の不燃化等を<u>推進する</u>市街地再開発事業等の計画・実施に努めることとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案																																																																																																
128	<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 交通関係施設の整備 第1款 道路施設の整備</p> <p>5 道路情報の提供 「道の駅」道路情報提供装置 設置箇所</p> <table border="1" data-bbox="217 512 1099 863"> <thead> <tr> <th>駅名</th> <th>路線名</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しんぐう</td> <td>国道 179号</td> <td>たつの市新宮町平野字溝越99-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あわじ</td> <td>県道 福良江井岩屋線</td> <td>淡路市岩屋1873-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿場町ひらぶく</td> <td>国道 373号</td> <td>佐用郡佐用町平福988-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>とうじょう</td> <td>県道 平木東条線</td> <td>加東市南山1-5-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あおがき</td> <td>県道 青垣柏原線</td> <td>丹波市青垣町西芦田字笹淵541-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あゆの里矢田川</td> <td>県道 香住村岡線</td> <td>美方郡香美町村岡区長瀬字大平ル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R427かみ</td> <td>国道427号</td> <td>多可郡多可町加美区鳥羽733-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>いながわ</td> <td>県道 川西篠山線</td> <td>川辺郡猪名川町万善竹添70-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>丹波おばあちゃんの里</td> <td>国道175号</td> <td>丹波市春日野町野村</td> <td></td> </tr> <tr> <td>みつ</td> <td>国道250号</td> <td>たつの市御津町室津896-23</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あまるべ</td> <td>国道178号</td> <td>美方郡香美町香住区餘部1723-4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>提供情報：道路規制情報、渋滞情報、気象情報 等</p>	駅名	路線名	所在地	備考	しんぐう	国道 179号	たつの市新宮町平野字溝越99-2		あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市岩屋1873-1		宿場町ひらぶく	国道 373号	佐用郡佐用町平福988-1		とうじょう	県道 平木東条線	加東市南山1-5-1		あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市青垣町西芦田字笹淵541-1		あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	美方郡香美町村岡区長瀬字大平ル		R427かみ	国道427号	多可郡多可町加美区鳥羽733-1		いながわ	県道 川西篠山線	川辺郡猪名川町万善竹添70-1		丹波おばあちゃんの里	国道175号	丹波市春日野町野村		みつ	国道250号	たつの市御津町室津896-23		あまるべ	国道178号	美方郡香美町香住区餘部1723-4		122	<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 交通関係施設の整備 第1款 道路施設の整備</p> <p>5 道路情報の提供 「道の駅」道路情報提供装置 設置箇所</p> <table border="1" data-bbox="1218 504 2105 863"> <thead> <tr> <th>駅名</th> <th>路線名</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しんぐう</td> <td>国道 179号</td> <td>たつの市新宮町平野99-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あわじ</td> <td>県道 福良江井岩屋線</td> <td>淡路市岩屋1873-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿場町ひらぶく</td> <td>国道 373号</td> <td>佐用郡佐用町平福988-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>とうじょう</td> <td>県道 平木東条線</td> <td>加東市南山1-5-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あおがき</td> <td>県道 青垣柏原線</td> <td>丹波市青垣町西芦田540</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あゆの里矢田川</td> <td>県道 香住村岡線</td> <td>美方郡香美町村岡区長瀬字933-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R427かみ</td> <td>国道427号</td> <td>多可郡多可町加美区鳥羽733-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>いながわ</td> <td>県道 川西篠山線</td> <td>川辺郡猪名川町万善竹添70-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>丹波おばあちゃんの里</td> <td>国道175号</td> <td>丹波市春日野町七日市710</td> <td></td> </tr> <tr> <td>みつ</td> <td>国道250号</td> <td>たつの市御津町室津896-23</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あまるべ</td> <td>国道178号</td> <td>美方郡香美町香住区餘部1723-4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>提供情報：道路規制情報、渋滞情報、気象情報 等</p>	駅名	路線名	所在地	備考	しんぐう	国道 179号	たつの市新宮町平野99-2		あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市岩屋1873-1		宿場町ひらぶく	国道 373号	佐用郡佐用町平福988-1		とうじょう	県道 平木東条線	加東市南山1-5-1		あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市青垣町西芦田540		あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	美方郡香美町村岡区長瀬字933-1		R427かみ	国道427号	多可郡多可町加美区鳥羽733-1		いながわ	県道 川西篠山線	川辺郡猪名川町万善竹添70-1		丹波おばあちゃんの里	国道175号	丹波市春日野町七日市710		みつ	国道250号	たつの市御津町室津896-23		あまるべ	国道178号	美方郡香美町香住区餘部1723-4	
	駅名	路線名	所在地	備考																																																																																															
しんぐう	国道 179号	たつの市新宮町平野字溝越99-2																																																																																																	
あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市岩屋1873-1																																																																																																	
宿場町ひらぶく	国道 373号	佐用郡佐用町平福988-1																																																																																																	
とうじょう	県道 平木東条線	加東市南山1-5-1																																																																																																	
あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市青垣町西芦田字笹淵541-1																																																																																																	
あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	美方郡香美町村岡区長瀬字大平ル																																																																																																	
R427かみ	国道427号	多可郡多可町加美区鳥羽733-1																																																																																																	
いながわ	県道 川西篠山線	川辺郡猪名川町万善竹添70-1																																																																																																	
丹波おばあちゃんの里	国道175号	丹波市春日野町野村																																																																																																	
みつ	国道250号	たつの市御津町室津896-23																																																																																																	
あまるべ	国道178号	美方郡香美町香住区餘部1723-4																																																																																																	
駅名	路線名	所在地	備考																																																																																																
しんぐう	国道 179号	たつの市新宮町平野99-2																																																																																																	
あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市岩屋1873-1																																																																																																	
宿場町ひらぶく	国道 373号	佐用郡佐用町平福988-1																																																																																																	
とうじょう	県道 平木東条線	加東市南山1-5-1																																																																																																	
あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市青垣町西芦田540																																																																																																	
あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	美方郡香美町村岡区長瀬字933-1																																																																																																	
R427かみ	国道427号	多可郡多可町加美区鳥羽733-1																																																																																																	
いながわ	県道 川西篠山線	川辺郡猪名川町万善竹添70-1																																																																																																	
丹波おばあちゃんの里	国道175号	丹波市春日野町七日市710																																																																																																	
みつ	国道250号	たつの市御津町室津896-23																																																																																																	
あまるべ	国道178号	美方郡香美町香住区餘部1723-4																																																																																																	

頁	現 行	頁	修 正 案																																	
129	<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 交通関係施設の整備 第2款 鉄道施設の整備</p> <p>第2 内容 鉄道事業者は、次の内容により鉄道施設の整備等を推進することとする。</p> <table border="1" data-bbox="230 504 1061 1257"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> <th>事業計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道㈱</td> <td rowspan="3">1 耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。 2 主要構造物の設計基準は、原則として関東地震程度の地震まで耐え得るように考慮してある。</td> <td rowspan="3">駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化</td> </tr> <tr> <td>神戸市交通局</td> </tr> <tr> <td>阪急電鉄㈱ 阪神電気鉄道㈱ 山陽電気鉄道㈱</td> </tr> <tr> <td>神戸電鉄㈱</td> <td rowspan="2">3 阪神・淡路大震災により被災し、その後復旧した高架橋は、震災直後、運輸省に設置された「鉄道施設耐震構造検討委員会」により提示された「阪神・淡路大震災に係る特別仕様」に従い、同地震程度の地震まで耐え得るように考慮する。 また、平成13年1月以降の新規構造物については、平成10年12月に出された「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」に基づいて設計する。</td> <td rowspan="2">駅舎・橋梁・法面・溝きよ等を計画的に改良強化</td> </tr> <tr> <td>神戸高速鉄道㈱</td> </tr> <tr> <td>六甲摩耶鉄道㈱</td> <td></td> <td>溝きよ・ずい道・換気孔・駅出入口の改良強化</td> </tr> <tr> <td>神戸市都市整備公社</td> <td>耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。</td> <td>駅舎等を計画的に改良強化</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	事業計画	西日本旅客鉄道㈱	1 耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。 2 主要構造物の設計基準は、原則として関東地震程度の地震まで耐え得るように考慮してある。	駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化	神戸市交通局	阪急電鉄㈱ 阪神電気鉄道㈱ 山陽電気鉄道㈱	神戸電鉄㈱	3 阪神・淡路大震災により被災し、その後復旧した高架橋は、震災直後、運輸省に設置された「鉄道施設耐震構造検討委員会」により提示された「阪神・淡路大震災に係る特別仕様」に従い、同地震程度の地震まで耐え得るように考慮する。 また、平成13年1月以降の新規構造物については、平成10年12月に出された「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」に基づいて設計する。	駅舎・橋梁・法面・溝きよ等を計画的に改良強化	神戸高速鉄道㈱	六甲摩耶鉄道㈱		溝きよ・ずい道・換気孔・駅出入口の改良強化	神戸市都市整備公社	耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。	駅舎等を計画的に改良強化	123	<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 交通関係施設の整備 第2款 鉄道施設の整備</p> <p>第2 内容 鉄道事業者は、次の内容により鉄道施設の整備等を推進することとする。</p> <table border="1" data-bbox="1232 504 2107 1257"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> <th>事業計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道㈱</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化</td> </tr> <tr> <td>神戸市交通局</td> </tr> <tr> <td>阪急電鉄㈱ 阪神電気鉄道㈱ 山陽電気鉄道㈱ 神戸電鉄㈱</td> </tr> <tr> <td>神戸高速鉄道㈱</td> <td rowspan="2">新規構造物については、平成24年に改訂された「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」(以下、「耐震標準」という。)に基づいて設計する。 なお、経過措置として、平成25年度までは平成10年発出の耐震標準の使用が認められている。</td> <td rowspan="2">駅舎・橋梁・法面・溝きよ等を計画的に改良強化</td> </tr> <tr> <td>六甲摩耶鉄道㈱</td> </tr> <tr> <td>神戸すまいまちづくり公社</td> <td>耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。</td> <td>駅舎等を計画的に改良強化</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	事業計画	西日本旅客鉄道㈱		駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化	神戸市交通局	阪急電鉄㈱ 阪神電気鉄道㈱ 山陽電気鉄道㈱ 神戸電鉄㈱	神戸高速鉄道㈱	新規構造物については、平成24年に改訂された「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」(以下、「耐震標準」という。)に基づいて設計する。 なお、経過措置として、平成25年度までは平成10年発出の耐震標準の使用が認められている。	駅舎・橋梁・法面・溝きよ等を計画的に改良強化	六甲摩耶鉄道㈱	神戸すまいまちづくり公社	耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。	駅舎等を計画的に改良強化
機 関 名	内 容	事業計画																																		
西日本旅客鉄道㈱	1 耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。 2 主要構造物の設計基準は、原則として関東地震程度の地震まで耐え得るように考慮してある。	駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化																																		
神戸市交通局																																				
阪急電鉄㈱ 阪神電気鉄道㈱ 山陽電気鉄道㈱																																				
神戸電鉄㈱	3 阪神・淡路大震災により被災し、その後復旧した高架橋は、震災直後、運輸省に設置された「鉄道施設耐震構造検討委員会」により提示された「阪神・淡路大震災に係る特別仕様」に従い、同地震程度の地震まで耐え得るように考慮する。 また、平成13年1月以降の新規構造物については、平成10年12月に出された「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」に基づいて設計する。	駅舎・橋梁・法面・溝きよ等を計画的に改良強化																																		
神戸高速鉄道㈱																																				
六甲摩耶鉄道㈱		溝きよ・ずい道・換気孔・駅出入口の改良強化																																		
神戸市都市整備公社	耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。	駅舎等を計画的に改良強化																																		
機 関 名	内 容	事業計画																																		
西日本旅客鉄道㈱		駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化																																		
神戸市交通局																																				
阪急電鉄㈱ 阪神電気鉄道㈱ 山陽電気鉄道㈱ 神戸電鉄㈱																																				
神戸高速鉄道㈱	新規構造物については、平成24年に改訂された「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」(以下、「耐震標準」という。)に基づいて設計する。 なお、経過措置として、平成25年度までは平成10年発出の耐震標準の使用が認められている。	駅舎・橋梁・法面・溝きよ等を計画的に改良強化																																		
六甲摩耶鉄道㈱																																				
神戸すまいまちづくり公社	耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。	駅舎等を計画的に改良強化																																		

頁	現 行	頁	修 正 案																																																
130	<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 交通関係施設の整備 第3款 空港・ヘリポート対策の実施</p> <p>〔実施機関：大阪航空局、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部県土企画局、市町〕</p> <p>第2 内容 1 県、大阪空港事務所は、次の対策を実施することとする。</p> <p>3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定 (1) 県は、地理的、社会的要件を勘案のうえ、各市町にヘリコプター臨時離着陸場適地を指定する。</p> <p>ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況</p> <table border="1" data-bbox="219 815 1099 879"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>神 戸</th> <th>阪神南</th> <th>阪神北</th> <th>東播磨</th> <th>北播磨</th> <th>中播磨</th> <th>西播磨</th> <th>但 馬</th> <th>丹 波</th> <th>淡 路</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>30</td> <td>15</td> <td>24</td> <td>17</td> <td>27</td> <td>26</td> <td>36</td> <td>41</td> <td>21</td> <td>30</td> <td>267</td> </tr> </tbody> </table>	地 域	神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計	箇所数	30	15	24	17	27	26	36	41	21	30	267	124	<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 交通関係施設の整備 第3款 空港・ヘリポート対策の実施</p> <p>〔実施機関：大阪航空局、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部県土企画局、市町、<b>空港管理者等</b>〕</p> <p>第2 内容 1 <b>空港管理者等</b>は、次の対策を実施することとする。</p> <p>3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定 (1) 県は、地理的、社会的要件を勘案のうえ、各市町にヘリコプター臨時離着陸場適地を指定する。</p> <p>ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況</p> <table border="1" data-bbox="1229 815 2110 879"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>神 戸</th> <th>阪神南</th> <th>阪神北</th> <th>東播磨</th> <th>北播磨</th> <th>中播磨</th> <th>西播磨</th> <th>但 馬</th> <th>丹 波</th> <th>淡 路</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>30</td> <td><b>14</b></td> <td>24</td> <td><b>18</b></td> <td>27</td> <td><b>24</b></td> <td><b>38</b></td> <td>41</td> <td>21</td> <td><b>25</b></td> <td><b>262</b></td> </tr> </tbody> </table>	地 域	神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計	箇所数	30	<b>14</b>	24	<b>18</b>	27	<b>24</b>	<b>38</b>	41	21	<b>25</b>	<b>262</b>
地 域	神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計																																								
箇所数	30	15	24	17	27	26	36	41	21	30	267																																								
地 域	神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計																																								
箇所数	30	<b>14</b>	24	<b>18</b>	27	<b>24</b>	<b>38</b>	41	21	<b>25</b>	<b>262</b>																																								

頁	現 行	頁	修 正 案																																																																																																																																								
135	<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 ライフライン関係施設の整備 第2款 ガス施設の整備等</p> <p>第2 内容 1 大阪ガス株の取組 (2) 防災システムの強化 保安用通信設備 イ 無線通信網をより強固にするため、通信システムの多重化を実施することとする。また、衛星通信車2台、ポ・ダブル衛星局を8台配備している。</p>	128	<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 ライフライン関係施設の整備 第2款 ガス施設の整備等</p> <p>第2 内容 1 大阪ガス株の取組 (2) 防災システムの強化 保安用通信設備 イ 無線通信網をより強固にするため、通信システムの多重化を実施することとする。また、<b>ポ・ダブル衛星通信設備を6カ所</b>配備している。</p>																																																																																																																																								
136	<p>2 (一社)兵庫県エルピーガス協会の取組 (1) 防災システムの強化 地域防災事業所の設置 地域防災事業所組織図 (平成23年12月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ブロック</th> <th rowspan="2">地 域</th> <th colspan="3">防災事業所の種別・数</th> </tr> <tr> <th>製造事業所</th> <th>LPガススタンド</th> <th>容器検査所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 摂</td> <td>伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡 西宮市の一部・尼崎市の一部</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>阪 神</td> <td>尼崎市・西宮市</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>神 戸</td> <td>神戸市(垂水区・西区・北区を除く) 芦屋市</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>摂 丹</td> <td>丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・ 西宮市山口町</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>明 石</td> <td>明石市・神戸市垂水区・神戸市西区</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>東 播</td> <td>小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>加 印</td> <td>加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>姫 路</td> <td>姫路市・神埼郡</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西 播 東</td> <td>たつの市・宍粟市・揖保郡・ 姫路市林田町の一部</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西 播 西</td> <td>相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>但 馬</td> <td>豊岡市・養父市・朝来市・美方郡</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>淡 路</td> <td>淡路全域</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	ブロック	地 域	防災事業所の種別・数			製造事業所	LPガススタンド	容器検査所	北 摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡 西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0	阪 神	尼崎市・西宮市	2	3	1	神 戸	神戸市(垂水区・西区・北区を除く) 芦屋市	1	7	0	摂 丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・ 西宮市山口町	5	4	0	明 石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	5	3	1	東 播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡	6	3	2	加 印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3	姫 路	姫路市・神埼郡	12	7	1	西 播 東	たつの市・宍粟市・揖保郡・ 姫路市林田町の一部	2	2	1	西 播 西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	6	4	1	但 馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	6	3	0	淡 路	淡路全域	8	6	2	129	<p>2 (一社)兵庫県エルピーガス協会の取組 (1) 防災システムの強化 地域防災事業所の設置 地域防災事業所組織図 (平成25年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ブロック</th> <th rowspan="2">地 域</th> <th colspan="3">防災事業所の種別・数</th> </tr> <tr> <th>製造事業所</th> <th>LPガススタンド</th> <th>容器検査所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 摂</td> <td>伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡 西宮市の一部・尼崎市の一部</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>阪 神</td> <td>尼崎市・西宮市</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>神 戸</td> <td>神戸市(垂水区・西区・北区を除く) 芦屋市</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>摂 丹</td> <td>丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・ 西宮市山口町</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>明 石</td> <td>明石市・神戸市垂水区・神戸市西区</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>東 播</td> <td>小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡</td> <td><u>7</u></td> <td><u>4</u></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>加 印</td> <td>加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>姫 路</td> <td>姫路市・神埼郡</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西 播 東</td> <td>たつの市・宍粟市・揖保郡・ 姫路市林田町の一部</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西 播 西</td> <td>相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>但 馬</td> <td>豊岡市・養父市・朝来市・美方郡</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>淡 路</td> <td>淡路全域</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	ブロック	地 域	防災事業所の種別・数			製造事業所	LPガススタンド	容器検査所	北 摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡 西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0	阪 神	尼崎市・西宮市	2	3	1	神 戸	神戸市(垂水区・西区・北区を除く) 芦屋市	1	7	0	摂 丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・ 西宮市山口町	5	4	0	明 石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	5	3	1	東 播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡	<u>7</u>	<u>4</u>	2	加 印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3	姫 路	姫路市・神埼郡	12	7	1	西 播 東	たつの市・宍粟市・揖保郡・ 姫路市林田町の一部	2	2	1	西 播 西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	6	4	1	但 馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	6	3	0	淡 路	淡路全域	8	6	2
ブロック	地 域			防災事業所の種別・数																																																																																																																																							
		製造事業所	LPガススタンド	容器検査所																																																																																																																																							
北 摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡 西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0																																																																																																																																							
阪 神	尼崎市・西宮市	2	3	1																																																																																																																																							
神 戸	神戸市(垂水区・西区・北区を除く) 芦屋市	1	7	0																																																																																																																																							
摂 丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・ 西宮市山口町	5	4	0																																																																																																																																							
明 石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	5	3	1																																																																																																																																							
東 播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡	6	3	2																																																																																																																																							
加 印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3																																																																																																																																							
姫 路	姫路市・神埼郡	12	7	1																																																																																																																																							
西 播 東	たつの市・宍粟市・揖保郡・ 姫路市林田町の一部	2	2	1																																																																																																																																							
西 播 西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	6	4	1																																																																																																																																							
但 馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	6	3	0																																																																																																																																							
淡 路	淡路全域	8	6	2																																																																																																																																							
ブロック	地 域	防災事業所の種別・数																																																																																																																																									
		製造事業所	LPガススタンド	容器検査所																																																																																																																																							
北 摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡 西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0																																																																																																																																							
阪 神	尼崎市・西宮市	2	3	1																																																																																																																																							
神 戸	神戸市(垂水区・西区・北区を除く) 芦屋市	1	7	0																																																																																																																																							
摂 丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・ 西宮市山口町	5	4	0																																																																																																																																							
明 石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	5	3	1																																																																																																																																							
東 播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡	<u>7</u>	<u>4</u>	2																																																																																																																																							
加 印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3																																																																																																																																							
姫 路	姫路市・神埼郡	12	7	1																																																																																																																																							
西 播 東	たつの市・宍粟市・揖保郡・ 姫路市林田町の一部	2	2	1																																																																																																																																							
西 播 西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	6	4	1																																																																																																																																							
但 馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	6	3	0																																																																																																																																							
淡 路	淡路全域	8	6	2																																																																																																																																							



頁	現 行	頁	修 正 案
137	<p>2 (一社)兵庫県エルピーガス協会の取組</p> <p>(2) 防災体制の整備</p> <p>相互協力体制の確立</p> <p>ア (一社)兵庫県エルピーガス協会、(一社)大阪府エルピーガス協会、(一社)奈良県LPガス協会、(社)京都府エルピーガス協会、(社)和歌山県エルピーガス会、(一社)滋賀県エルピーガス協会、(社)福井県エルピーガス協会が組織する「近畿エルピーガス連合会」の相互支援協定により、大規模災害時の相互支援体制を整備している。</p> <p>(3) 災害防止のための普及・啓発活動の実施</p> <p>追加</p>	129	<p>2 (一社)兵庫県エルピーガス協会の取組</p> <p>(2) 防災体制の整備</p> <p>相互協力体制の確立</p> <p>ア (一社)兵庫県エルピーガス協会、(一社)大阪府LPガス協会、(一社)奈良県LPガス協会、(一社)京都府LPガス協会、(一社)和歌山県LPガス協会、(一社)滋賀県エルピーガス協会、(一社)福井県LPガス協会が組織する「近畿LPガス連合会」の相互支援協定により、大規模災害時の相互支援体制を整備している。</p> <p>(3) 災害防止のための普及・啓発活動の実施</p> <p><u>各防災事業所は、消費者に対し、災害時におけるエルピーガスの緊急対応について周知を図ることとする。</u></p> <p><u>兵庫県並びに県下の市区町村に対し、大規模な災害発生時に都市部でのガス供給がストップした場合に備え、防災協定の締結に努める、避難所となる学校や病院などの公共施設に災害対応用バルブ等のLPガスシステムを導入するよう要請に努める。</u></p>
		130	

頁	現 行	頁	修 正 案
138	<p>第2編 災害予防計画  第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 ライフライン関係施設の整備  第3款 電気通信施設の整備等</p> <p>第2 内容  1 西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の取組  (2) 防災訓練の実施  訓練の種類  ア 災害対策情報連絡演習  イ 災害対策復旧演習  ウ 大規模地震の警戒宣言の情報伝達演習  訓練の方法  ア 会社規模における情報連絡演習  イ 事業所単位での、参集・情報伝達演習  ウ 各防災機関における総合防災訓練への参加</p>	131	<p>第2編 災害予防計画  第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 ライフライン関係施設の整備  第3款 電気通信施設の整備等</p> <p>第2 内容  1 西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の取組  (2) 防災訓練の実施  <u>演習</u>の種類  ア 災害対策情報<u>伝達</u>演習  イ <u>災害復旧演習</u>  ウ 大規模地震を想定した復旧対策演習  <u>演習</u>の方法  ア <u>広域</u>規模における<u>復旧シミュレーション</u>  イ 事業所単位での、参集・情報伝達演習  ウ 各防災機関における総合防災訓練への参加</p>

頁	現 行	頁	修 正 案						
146	<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 ライフライン関係施設の整備 第7款 共同溝等の整備</p> <p>3 事業計画 (1) 近畿地方整備局所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="293 517 898 639"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>共同溝事業</td> <td>(国)2号 神戸灘共同溝 総延長 2.6 km</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	18	共同溝事業	(国)2号 神戸灘共同溝 総延長 2.6 km	139	<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 ライフライン関係施設の整備 第7款 共同溝等の整備</p> <p>削除</p>
年度	事業名	事業内容							
18	共同溝事業	(国)2号 神戸灘共同溝 総延長 2.6 km							

頁	現 行	頁	修 正 案
147	<p>第2編 災害予防計画  第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第5節 地下街の防災体制の整備</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、県警察本部、消防本部、関西電力㈱、大阪ガス㈱、地下街等関係者〕</p>	140	<p>第2編 災害予防計画  第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第5節 地下街の防災体制の整備</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県県土整備部<u>まちづくり</u>局、県警察本部、消防本部、関西電力㈱、大阪ガス㈱、地下街等関係者〕</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
	<p>第3編 災害応急対策計画  第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第2 内容  1 県の組織</p> <p>追加</p>	<p>162</p>	<p>第3編 災害応急対策計画  第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第2 内容  1 県の組織</p> <p><u>(6) 複合災害発生時の体制</u>  <u>複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、合同会議の開催等により総合的な対応を図ることとする。現地災害対策本部についても、必要に応じて同様の対応を行うこととする。</u>  <u>必要に応じて事務局を他部局に分散するなどの業務分散を図るとともに、要員・資機材の投入や応援要請について、防災監の下で総合的に調整を行うこととする。</u></p> <div data-bbox="1227 778 2094 1157" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【複合災害の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;法に基づく本部が複数設置される場合&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震により石油コンビナートで大規模な爆発・火災等が発生した場合</li> </ul> </li> <li>&lt;自然災害に伴う二次災害等&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による大規模な火災や列車事故の発生</li> <li>・地震の揺れと津波による大規模な浸水被害の発生</li> <li>・地震直後の台風来襲等による水害、土砂災害の発生</li> </ul> </li> <li>&lt;自然災害と危機事案の同時発生&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ発生中の風水害の発生</li> </ul> </li> <li>&lt;南海トラフ沿いにおける地震の同時・連続発生&gt;</li> <li>&lt;県内被害対応と県外支援を並行して行う場合&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・南海地震や上町断層帯地震など県内及び近隣府県に被害が発生する場合</li> <li>・県内風水害対応中に県外で地震災害が発生し、県外支援も行う場合</li> </ul> </li> </ul> </div>



第3編 災害応急対策計画
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第3節 情報の収集・伝達
第1款 気象予警報の発表・伝達

1 気象予警報
(3) 警報・注意報基準

Table with 10 columns: 市町村, 対象区域(緯度・経度), 気象庁発表基準, 発表基準, 発表時間, 発表時刻, 発表時刻, 発表時刻, 発表時刻. Lists various municipalities and their weather alert criteria.

第3編 災害応急対策計画
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第3節 情報の収集・伝達
第1款 気象予警報の発表・伝達

1 気象予警報
(3) 警報・注意報基準

Table with 10 columns: 市町村, 対象区域(緯度・経度), 気象庁発表基準, 発表基準, 発表時刻, 発表時刻, 発表時刻, 発表時刻, 発表時刻, 発表時刻. Lists municipalities and their weather alert criteria, including specific time-based adjustments.

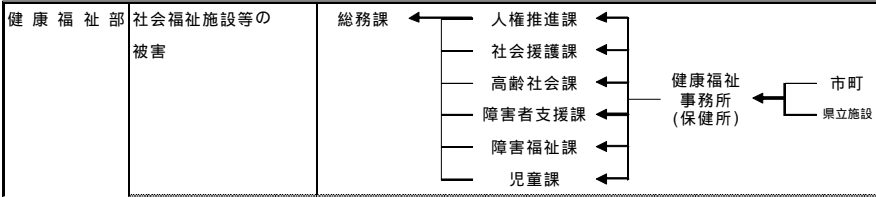
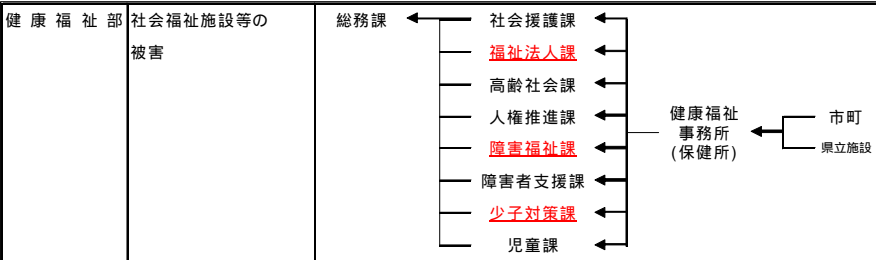
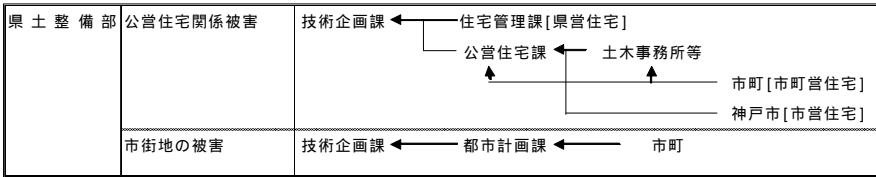
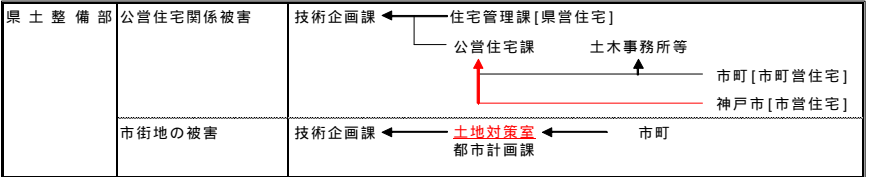
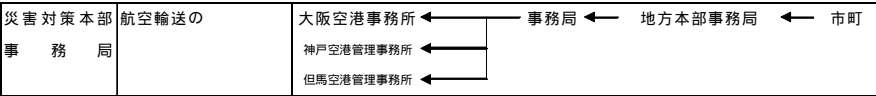
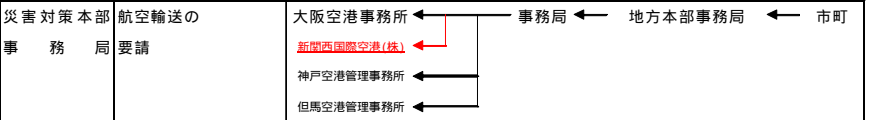




頁	現 行	頁	修 正 案
181	<p>注) (1) 基準の数値は、兵庫県内における過去の災害と気象等の条件を調査して定めた、気象等の要素によって災害を予想する際の概ねの目安である。</p> <p><u>(2) *ア この警報・注意報は、気象警報・注意報に含めて行う。(地面現象の標題を用いない)</u></p> <p><u>*イ 水防活動の利用に適合する警報・注意報は、一般の利用に適合する警報・注意報に代えられる。(水防活動用を付さない)</u></p> <p>(3) 警報・注意報の「発表」、「切替」、「解除」</p>	175	<p>注) (1) 基準の数値は、兵庫県内における過去の災害と気象等の条件を調査して定めた、気象等の要素によって災害を予想する際の概ねの目安である。</p> <p>削除</p> <p><u>(2)</u> 警報・注意報の「発表」、「切替」、「解除」</p>

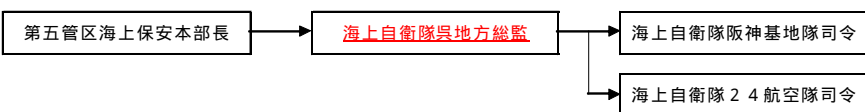
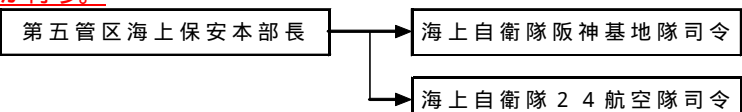
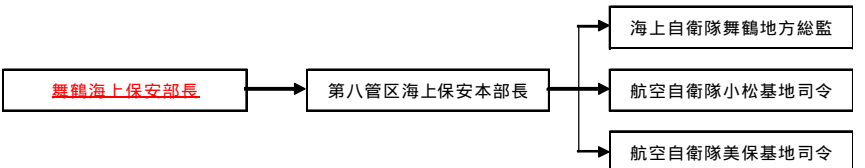
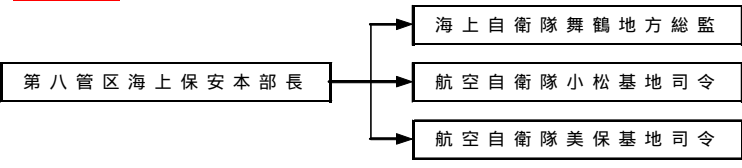
頁	現 行	頁	修 正 案
184	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達 第2款 避難勧告等の判断材料となる情報の提供</p> <p>3 土砂災害に関する情報 (2) 土砂災害警戒判定メッシュ情報・注意警戒時系列 神戸海洋気象台は、防災情報提供システムによって<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>・注意警戒時系列を提供する。</p> <p>土砂災害警戒判定メッシュ情報は、60分間積算雨量と土壌雨量指数から土砂災害発生の危険度を5kmメッシュ毎にレベル表示したもので、土砂災害発生の危険度の高い地域をおおよそ把握することができる。</p> <p>注意警戒時系列は、市町単位で、警報・注意報の種別ごとに注意警戒期間を3時間を1コマとして現在の発表状況、24時間先までの予想を時系列で示している。現象ピーク時間の予想や量的予測についても表示する。</p>	178	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達 第2款 避難勧告等の判断材料となる情報の提供</p> <p>3 土砂災害に関する情報 (2) 地域別土砂災害危険度 県は、フェニックス防災システム及びインターネットによって地域別土砂災害危険度を提供する。</p> <p>地域別土砂災害危険度は、市町単位で発表される「土砂災害警戒情報」を補足する情報として発信する県内5kmメッシュ毎の危険度情報。この危険度情報は、市町内のどの地域がどの程度危険な状態になっているか容易に知ることができる。また、危険度推移図によって、1時間後、2時間後の土砂災害の危険度を表す。</p>
184	<p>(3) 地域別土砂災害危険度 県は、フェニックス防災システム及びインターネットによって地域別土砂災害危険度を提供する。</p> <p>地域別土砂災害危険度は、市町単位で発表される「土砂災害警戒情報」を補足する詳細な情報として発信する県内191箇所（約50km<sup>2</sup>に1箇所）の雨量局毎の危険度情報。この危険度情報は、市町内のどの地域がどの程度危険な状態になっているか容易に知ることができる。また、危険度推移図によって、1時間後、2時間後の土砂災害の危険度を表す。</p>	178	<p>(3)注意警戒時系列 神戸海洋気象台は、防災情報提供システムによって注意警戒時系列を提供する。</p> <p>注意警戒時系列は、市町単位で、警報・注意報の種別ごとに注意警戒期間を3時間を1コマとして現在の発表状況、24時間先までの予想を時系列で示している。現象ピーク時間の予想や量的予測についても表示する。</p> <p>削除</p>

頁	現 行	頁	修 正 案																		
186	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達 第3款 気象情報等の伝達系統</p> <p>1 関係機関への伝達</p> <p>(5) (国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う) 指定河川予警報の県等への伝達</p> <p>猪名川・藻川</p> <table border="1" data-bbox="293 580 1032 676"> <tr> <td>大阪管区洋気象台 猪名川河川事務所</td> <td>→</td> <td>県、県警察本部、NTT西日本兵庫支店、NHK神戸放送局、カナルビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、J R西日本、関西電力、山陽電気鉄道、神戸電鉄、神姫バス</td> </tr> </table>	大阪管区洋気象台 猪名川河川事務所	→	県、県警察本部、NTT西日本兵庫支店、NHK神戸放送局、カナルビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、J R西日本、関西電力、山陽電気鉄道、神戸電鉄、神姫バス	180	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達 第3款 気象情報等の伝達系統</p> <p>1 関係機関への伝達</p> <p>(5) (国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う) 指定河川予警報の県等への伝達</p> <p>猪名川・藻川</p> <table border="1" data-bbox="1308 580 2018 676"> <tr> <td>大阪管区洋気象台 猪名川河川事務所</td> <td>→</td> <td>県、県警察本部、NTT西日本兵庫支店、NHK神戸放送局、カナルビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、J R西日本、関西電力、<b>近畿地方整備局兵庫国道事務所</b></td> </tr> </table>	大阪管区洋気象台 猪名川河川事務所	→	県、県警察本部、NTT西日本兵庫支店、NHK神戸放送局、カナルビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、J R西日本、関西電力、 <b>近畿地方整備局兵庫国道事務所</b>												
大阪管区洋気象台 猪名川河川事務所	→	県、県警察本部、NTT西日本兵庫支店、NHK神戸放送局、カナルビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、J R西日本、関西電力、山陽電気鉄道、神戸電鉄、神姫バス																			
大阪管区洋気象台 猪名川河川事務所	→	県、県警察本部、NTT西日本兵庫支店、NHK神戸放送局、カナルビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、J R西日本、関西電力、 <b>近畿地方整備局兵庫国道事務所</b>																			
187	<p>(6) (兵庫県と気象庁長官が共同して行う) 指定河川の洪水予報の県等への伝達</p> <p>市川</p> <table border="1" data-bbox="304 826 1010 916"> <tr> <td>神戸海洋気象台 姫路土木事務所</td> <td>→</td> <td>県、県警察本部、NTT西日本神戸支店(警報のみ)、NHK神戸放送局、カナルビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、関西電力、神戸運輸監理部</td> </tr> </table> <p>武庫川</p> <table border="1" data-bbox="304 979 1010 1069"> <tr> <td>神戸海洋気象台 西宮土木事務所</td> <td>→</td> <td>県、県警察本部、NTT西日本神戸支店、(警報のみ) NHK神戸放送局、カナルビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、関西電力、神戸運輸監理部</td> </tr> </table> <p>千種川</p> <table border="1" data-bbox="293 1123 1048 1219"> <tr> <td>神戸海洋気象台 光都土木事務所</td> <td>→</td> <td>県、県警察本部、NTT西日本神戸支店、(警報のみ) NHK神戸放送局、カナルビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、関西電力、神戸運輸監理部</td> </tr> </table>	神戸海洋気象台 姫路土木事務所	→	県、県警察本部、NTT西日本神戸支店(警報のみ)、NHK神戸放送局、カナルビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、関西電力、神戸運輸監理部	神戸海洋気象台 西宮土木事務所	→	県、県警察本部、NTT西日本神戸支店、(警報のみ) NHK神戸放送局、カナルビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、関西電力、神戸運輸監理部	神戸海洋気象台 光都土木事務所	→	県、県警察本部、NTT西日本神戸支店、(警報のみ) NHK神戸放送局、カナルビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、関西電力、神戸運輸監理部	181	<p>(6) (兵庫県と気象庁長官が共同して行う) 指定河川の洪水予報の県等への伝達</p> <p>市川</p> <table border="1" data-bbox="1319 826 1966 916"> <tr> <td>神戸海洋気象台 姫路土木事務所</td> <td>→</td> <td>県、県警察本部、NTT西日本<b>兵庫</b>支店(警報のみ)、NHK神戸放送局、カナルビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、関西電力、神戸運輸監理部</td> </tr> </table> <p>武庫川</p> <table border="1" data-bbox="1319 963 1980 1053"> <tr> <td>神戸海洋気象台 西宮土木事務所</td> <td>→</td> <td>県、県警察本部、NTT西日本<b>兵庫</b>支店、(警報のみ) NHK神戸放送局、カナルビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、関西電力、神戸運輸監理部</td> </tr> </table> <p>千種川</p> <table border="1" data-bbox="1323 1123 2029 1219"> <tr> <td>神戸海洋気象台 光都土木事務所</td> <td>→</td> <td>県、県警察本部、NTT西日本<b>兵庫</b>支店、(警報のみ) NHK神戸放送局、カナルビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、関西電力、神戸運輸監理部</td> </tr> </table>	神戸海洋気象台 姫路土木事務所	→	県、県警察本部、NTT西日本 <b>兵庫</b> 支店(警報のみ)、NHK神戸放送局、カナルビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、関西電力、神戸運輸監理部	神戸海洋気象台 西宮土木事務所	→	県、県警察本部、NTT西日本 <b>兵庫</b> 支店、(警報のみ) NHK神戸放送局、カナルビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、関西電力、神戸運輸監理部	神戸海洋気象台 光都土木事務所	→	県、県警察本部、NTT西日本 <b>兵庫</b> 支店、(警報のみ) NHK神戸放送局、カナルビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、関西電力、神戸運輸監理部
神戸海洋気象台 姫路土木事務所	→	県、県警察本部、NTT西日本神戸支店(警報のみ)、NHK神戸放送局、カナルビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、関西電力、神戸運輸監理部																			
神戸海洋気象台 西宮土木事務所	→	県、県警察本部、NTT西日本神戸支店、(警報のみ) NHK神戸放送局、カナルビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、関西電力、神戸運輸監理部																			
神戸海洋気象台 光都土木事務所	→	県、県警察本部、NTT西日本神戸支店、(警報のみ) NHK神戸放送局、カナルビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、関西電力、神戸運輸監理部																			
神戸海洋気象台 姫路土木事務所	→	県、県警察本部、NTT西日本 <b>兵庫</b> 支店(警報のみ)、NHK神戸放送局、カナルビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、関西電力、神戸運輸監理部																			
神戸海洋気象台 西宮土木事務所	→	県、県警察本部、NTT西日本 <b>兵庫</b> 支店、(警報のみ) NHK神戸放送局、カナルビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、関西電力、神戸運輸監理部																			
神戸海洋気象台 光都土木事務所	→	県、県警察本部、NTT西日本 <b>兵庫</b> 支店、(警報のみ) NHK神戸放送局、カナルビジョン、ラジオ関西、神戸新聞社、関西電力、神戸運輸監理部																			

頁	現 行	頁	修 正 案
192	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達 第4款 災害情報の収集・報告</p> <p>第2 内容 5 災害情報の伝達手段 (4) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。</p>	186	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達 第4款 災害情報の収集・報告</p> <p>第2 内容 5 災害情報の伝達手段 (4) 有線が途絶した場合は、<b>兵庫県防災行政無線</b>、西日本電信電話株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。</p>
195	<p>各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> 	189	<p>各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> 
197	<p>国土整備部 公営住宅関係被害</p> 	191	<p>国土整備部 公営住宅関係被害</p> 
199	<p>市町からの主な緊急対策支援要請</p> 	193	<p>市町からの主な緊急対策支援要請</p> 

頁	現 行	頁	修 正 案						
199	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 236 342 293">災害対策本部 事務局</td> <td data-bbox="342 236 517 293">放送要請</td> <td data-bbox="517 236 1099 580">           NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町            サンテレビジョン ←            ラジオ関西 ←            神戸エフエム放送 ←            毎日放送 ←            朝日放送 ←            関西テレビ放送 ←            読売テレビ放送 ←            大阪放送(ラジオ大阪) ←            関西インターメディア ←            ( FM CO・CO・LO )         </td> </tr> </table>	災害対策本部 事務局	放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ← ラジオ関西 ← 神戸エフエム放送 ← 毎日放送 ← 朝日放送 ← 関西テレビ放送 ← 読売テレビ放送 ← 大阪放送(ラジオ大阪) ← 関西インターメディア ← ( FM CO・CO・LO )	193	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1234 236 1350 293">災害対策本部 事務局</td> <td data-bbox="1350 236 1525 293">放送要請</td> <td data-bbox="1525 236 2107 580">           NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町            サンテレビジョン ←            ラジオ関西 ←            兵庫エフエム放送 ←            毎日放送 ←            朝日放送 ←            関西テレビ放送 ←            読売テレビ放送 ←            大阪放送(ラジオ大阪) ←            FM802 ←            ( FM CO・CO・LO )         </td> </tr> </table>	災害対策本部 事務局	放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ← ラジオ関西 ← 兵庫エフエム放送 ← 毎日放送 ← 朝日放送 ← 関西テレビ放送 ← 読売テレビ放送 ← 大阪放送(ラジオ大阪) ← FM802 ← ( FM CO・CO・LO )
災害対策本部 事務局	放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ← ラジオ関西 ← 神戸エフエム放送 ← 毎日放送 ← 朝日放送 ← 関西テレビ放送 ← 読売テレビ放送 ← 大阪放送(ラジオ大阪) ← 関西インターメディア ← ( FM CO・CO・LO )							
災害対策本部 事務局	放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ← ラジオ関西 ← 兵庫エフエム放送 ← 毎日放送 ← 朝日放送 ← 関西テレビ放送 ← 読売テレビ放送 ← 大阪放送(ラジオ大阪) ← FM802 ← ( FM CO・CO・LO )							
202	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 624 342 743">県土整備部</td> <td data-bbox="342 624 517 743">被災地危険度 判定士の派遣 応急仮設住宅の 建設支援</td> <td data-bbox="517 624 1099 743">           国土交通省 ← 開発調整室 ← 市町             プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 県民局土木事務所 ← 市町         </td> </tr> </table>	県土整備部	被災地危険度 判定士の派遣 応急仮設住宅の 建設支援	国土交通省 ← 開発調整室 ← 市町  プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 県民局土木事務所 ← 市町	196	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1234 624 1350 743">県土整備部</td> <td data-bbox="1350 624 1525 743">被災地危険度 判定士の派遣 応急仮設住宅の 建設支援</td> <td data-bbox="1525 624 2107 743">           国土交通省 ← 近畿協議会 ← 建築指導課 ← 市町             プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 市町         </td> </tr> </table>	県土整備部	被災地危険度 判定士の派遣 応急仮設住宅の 建設支援	国土交通省 ← 近畿協議会 ← 建築指導課 ← 市町  プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 市町
県土整備部	被災地危険度 判定士の派遣 応急仮設住宅の 建設支援	国土交通省 ← 開発調整室 ← 市町  プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 県民局土木事務所 ← 市町							
県土整備部	被災地危険度 判定士の派遣 応急仮設住宅の 建設支援	国土交通省 ← 近畿協議会 ← 建築指導課 ← 市町  プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 市町							

頁	現 行	頁	修 正 案
203	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達 第5款 通信手段の確保</p> <p>第2 内容 1 フェニックス防災システム (1) 防災端末設置数 320台(本庁関係課室、各県民局、関係地方機関、市町、消防本部、 県警察本部、警察署、自衛隊、国(消防庁等)、ライフライン事業者 等) (2) 主な機能 観測情報収集、被害予測、被害情報収集、地図情報、映像情報、広 報等</p> <p>2 兵庫県防災行政無線 (1) 衛星系(兵庫衛星通信ネットワーク(衛星系・地上系)) 構 成 ・計 110局(うち併設局6局) ・県庁局1局、単独庁舎局1局、市町・消防本部 96局(うち併設 局6局)、防災関係機関局10局、平面可搬局2局 ・地域衛星通信ネットワークの一翼を担うことにより、消防庁、東 京事務所、各都道府県等との通話が可能</p>	197	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達 第5款 通信手段の確保</p> <p>第2 内容 1 フェニックス防災システム (1) 防災端末設置数 <u>319台</u>(本庁関係課室、各県民局、関係地方機関、市町、消防本部、 県警察本部、警察署、自衛隊、国(消防庁等)、ライフライン事業者 等) (2) 主な機能 観測情報収集、被害予測、<u>受給推計</u>、被害情報収集、地図情報、映 像情報、広報等</p> <p>2 兵庫県防災行政無線 (1) 衛星系(兵庫衛星通信ネットワーク) 構 成 ・計 <u>104局</u> ・県庁局1局、単独庁舎局1局、市町・消防本部 <u>90局</u>、防災関係 機関局10局、平面可搬局2局 ・地域衛星通信ネットワークの一翼を担うことにより、消防庁、東 京事務所、各都道府県等との通話が可能</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
211	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進 第1款 自衛隊への派遣要請</p> <p>2 管区海上保安本部長が行う場合 災害派遣要請系統は、次のとおりである。 (1) 第五管区海上保安本部長</p>  <pre> graph LR     A[第五管区海上保安本部長] --&gt; B[海上自衛隊呉地方総監]     B --&gt; C[海上自衛隊阪神基地隊司令]     B --&gt; D[海上自衛隊24航空隊司令] </pre>	204	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進 第1款 自衛隊への派遣要請</p> <p>2 <u>海上保安本部長</u>が行う場合 災害派遣要請系統は、次のとおりである。 <u>(1) 兵庫県南部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第五管区海上保安本部長が行う。</u></p>  <pre> graph LR     A[第五管区海上保安本部長] --&gt; B[海上自衛隊阪神基地隊司令]     A --&gt; C[海上自衛隊24航空隊司令] </pre>
212	<p>(2) 舞鶴海上保安部長</p>  <pre> graph LR     A[舞鶴海上保安部長] --&gt; B[第八管区海上保安本部長]     B --&gt; C[海上自衛隊舞鶴地方総監]     B --&gt; D[航空自衛隊小松基地司令]     B --&gt; E[航空自衛隊美保基地司令] </pre>	205	<p><u>(2) 兵庫県北部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第八管区海上保安本部長が行う。</u></p>  <pre> graph LR     A[第八管区海上保安本部長] --&gt; B[海上自衛隊舞鶴地方総監]     A --&gt; C[航空自衛隊小松基地司令]     A --&gt; D[航空自衛隊美保基地司令] </pre>
212	<p>4 撤収要請 知事、管区海上保安本部長又は大阪空港事務所長は、自衛隊の派遣の必要がなくなると認めるときは、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、自衛隊の撤収を要請することとする。 知事に対し、自衛隊の派遣要請を求めた支援を希望した市町長及び機関の長は、災害派遣要請の方法に準じて知事に撤収の連絡を行うこととする。</p>	205	<p>4 撤収要請 知事、<u>海上保安本部長</u>又は大阪空港事務所長は、自衛隊の派遣の必要がなくなると認めるときは、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、自衛隊の撤収を要請することとする。 知事に対し、自衛隊の派遣要請を求めた支援を希望した市町長及び機関の長は、災害派遣要請の方法に準じて知事に撤収の連絡を行うこととする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
212	<p>6 自衛隊の基本方針</p> <p>(1) 自衛隊は、人命又は財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平素から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事、管区海上保安本部長、大阪空港事務所長（以下「知事等」という。）の要請により部隊等を派遣することとする。</p>	205	<p>6 自衛隊の基本方針</p> <p>(1) 自衛隊は、人命又は財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平素から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事、<u>海上保安本部長</u>、大阪空港事務所長（以下「知事等」という。）の要請により部隊等を派遣することとする。</p>



頁	現 行	頁	修 正 案
215	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進 第2款 県域の被害への対応</p> <p>第1 趣旨 災害応急対策の実施に当たり、国、県、市町をはじめ防災関係機関・団体等の連携に関する事項について定める。</p> <p>第2 内容 1 県 (1) 応援要請の基本的な考え方 県は、県域だけで対応できないと判断したときは、関係機関に対して応援を要請することとする。</p>	208	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進 第2款 県域の被害への対応</p> <p>第1 趣旨 <u>県域の被害に対する</u>災害応急対策の実施に当たり、国、県、市町をはじめ防災関係機関・団体等の連携に関する事項について定める。</p> <p>第2 内容 1 県 (1) 基本的な考え方 <u>応援・応援要請の実施基準</u> 県は、<u>大規模な災害の発生を知覚した時は、被災市町を応援するとともに、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、</u>関係機関に対して応援を要請することとする。 <u>応援部隊との連携会議の開催</u> 県は、災害発生時に、県警察本部、消防機関、自衛隊、海上保安庁の関係者等に参集を要請し、必要な協議調整の場を設けるなど、災害情報の共有化を促進することとする。 <u>職員等の中長期派遣</u> 長期にわたる職員の派遣または<u>受け入れ</u>は、地方自治法第252条の17の規定により、また、内閣総理大臣のあつせんについては、災害対策基本法第30条第1項の規定によることとする。 <u>必要に応じて、退職者や民間の人材の任期付き雇用等により復旧・復興に要する人材の確保を図ることとする。</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
215	<p>(2) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請</p> <p>知事は、必要があるときは、災害対策基本法第 70 条第 3 項の規定により、次の事項を可能な限り明らかにして、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長等に対して、応急対策の実施を要請することとする。</p> <p>援助を必要とする理由</p> <p>援助を必要とする人員、装備、資機材等</p> <p>援助を必要とする場所</p> <p>県内経路</p> <p>期間その他必要な事項</p> <p>なお、長期にわたる職員の派遣の要請及び内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第 29 条、第 30 条の規定による。</p>	208	<p>— 専門家・専門機関等の協力</p> <p><u>ア</u> 県は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがあり、必要があると認める時は、人と防災未来センターをはじめ、連携を図っている専門家・専門機関等に連絡し、助言等の協力を求めることとする。</p> <p><u>イ</u> 県は、市町等からの要請又は必要に応じ、被災市町等に専門家・専門機関等の助言を伝え、又は専門家等を派遣することとする。</p> <p><u>ウ</u> 専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、県と派遣を受けた市町で協議の上負担することとする。</p> <p><u>(2) 県内市町に対する応援</u></p> <p>市町災害対策本部への連絡員や支援チームの派遣</p> <p>県（県民局）は、災害の状況に応じて管内市町災害対策本部にあらかじめ定めた連絡員を派遣し、情報収集や市町との調整等に当たることとする。また、連絡員からの情報等により、必要に応じて市町支援チームを編成、派遣することとする。</p> <p><u>応援協定に基づく応援</u></p> <p><u>ア 応援の内容</u></p> <p><u>資機材、物資及び施設のあっせん又は提供、職員の派遣、被災者の受入れ、その他特に要請のあった事項</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
215	(3) 海上保安庁に対する災害応急対策の実施の要請	209	<p><u>イ 県の対応</u>  <u>県は、被災市町から応援の要請を受けたときは、速やかに応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被災市町に通知することとする。</u>  <u>なお、応援の必要があると判断したときは、応援要請を待たずに応援を行うこととする。</u>  <u>災害対策基本法に基づく応援</u></p> <p><u>ア 市町長からの応援要請に対する協力（法第 68 条）</u>  <u>県は、市町から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、要請を拒む正当な理由がない限り、必要な<u>応援又は災害応急対策</u>を行うこととする。</u></p> <p><u>イ 県内市町間の応援に対する指示（法第 72 条）</u>  <u>県は、特に必要があると認めるときは、<u>県内</u>市町に対し、<u>県内</u>の他の市町を応援すべきことを<u>求めることとする。</u></u></p> <p><u>ウ 市町長の事務の代行（市町が事務をできない状態にある場合）</u>  <u>(ア) 知事による避難の指示等の代行（法第 60 条第 5 項～ 7 項）</u>  <u>(1) 知事による応急措置（<u>警戒区域設定等、応急公用負担等、応急措置業務の従事命令</u>）の代行（法第 73 条）</u>  <u>(ウ) 広域一時滞在の協議等の代行（法第 86 条の 4 ）</u></p> <p>(2) 関西広域連合に対する応援要請  <u>応援要請</u>  <u>災害の規模が大きく、被害が甚大で兵庫県だけでは対応できない場合には、<u>まず</u>関西広域連合に対して応援を要請することとする。</u></p>
215	(4) 関西広域連合に対する応援要請及び応援		<p><u>(4) 他の都道府県との<u>応援協定に基づく</u>応援要請</u>  <u>— 全国都道府県における広域応援協定に基づく応援要請</u>  <u>— 隣接府県との相互応援協定に基づく応援要請（岡山県、鳥取県）</u>  <u>— 新潟県との相互応援協定に基づく応援要請</u>  <u>イ 要請手続</u>  <u>(カ) <u>前各号に定めるもののほか必要な事項</u></u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
216	(5) 他の都道府県に対する応援要請及び応援	211	<p>(4) <u>災害対策基本法に基づく応援要請</u></p> <p>— <u>職員の派遣・あっせんの要請（法第 29 条、第 30 条）</u></p> <p>県は、必要があるときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、職員の派遣を要請することとする。</p> <p>県は、必要があるときは、内閣総理大臣に対し、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることとする。</p> <p>— <u>指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請（法第 70 条第 3 項）</u></p> <p>県は、必要があるときは、次の事項を可能な限り明らかにして、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対して、応急対策の実施を要請することとする。</p> <p>ア 援助を必要とする理由</p> <p>イ 援助を必要とする人員、装備、資機材等</p> <p>ウ 援助を必要とする場所</p> <p>エ 県内経路</p> <p>オ 期間その他必要な事項</p> <p>— <u>応援の要求（法第 74 条、第 74 条の 2）</u></p> <p>県は、必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求めることとする。</p> <p>県は、必要に応じて内閣総理大臣に対し、他の都道府県に対し応援することを求めるよう求めることとする。</p> <p>(5) 海上保安庁に対する災害応急対策の実施の要請</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>新設</p>	215	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第3款 <u>県外の被災地に対する応援</u></p> <p>第1 趣旨 <u>県外の被災地に対する応援</u>に関する事項について定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 <u>情報収集の実施</u> <u>県は、県外で災害が発生し、大きな被害が予想される場合（震度5強以上の地域が広範囲に広がる、大津波警報が発表される等）は、被災地の都道府県庁に状況を確認するなど、被災地の状況の把握に努めることとする。</u></p> <p>2 <u>組織の設置</u> <u>県は、県外の被災地に対して大規模な応援活動を行うときは、必要に応じて災害対策本部に準じて支援本部を設置することとする。</u></p> <p>3 <u>動員の実施</u> <u>県職員の動員体制は、次のとおりとする。なお、支援本部が設置されたときなど、より多くの職員が必要になると判断される場合には、別途配備体制を決定することとする。</u></p> <p><u>近畿2府6県、鳥取県、岡山県、新潟県で震度5強以上の地震が観測されたとき</u></p> <p><u>近畿2府6県、鳥取県、岡山県、新潟県以外の道県において震度6弱以上の地震が観測されたとき</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案																	
		216	<table border="1" data-bbox="1240 233 2096 608"> <tr> <td data-bbox="1240 233 1391 261">災害の発生時期</td> <td colspan="2" data-bbox="1391 233 2096 261">配 備 体 制</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 261 1391 290">勤務時間中</td> <td colspan="2" data-bbox="1391 261 2096 290">原則として平常勤務体制で対応することとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 290 1391 608" rowspan="4">勤務時間外</td> <td data-bbox="1391 290 1525 319">当直職員</td> <td data-bbox="1525 290 2096 319">直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1391 319 1525 405">防災責任者</td> <td data-bbox="1525 319 2096 405">直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1391 405 1525 520">防災企画局長、 災害対策局長、 防災企画課長、 災害対策課長</td> <td data-bbox="1525 405 2096 520">直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1391 520 1525 608">防災担当指定要員等</td> <td data-bbox="1525 520 2096 608">上記 の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。</td> </tr> </table> <p data-bbox="1227 667 1704 695"><b>4 県外災害ひょうご緊急支援隊の派遣</b></p> <p data-bbox="1249 703 2107 930"><u>県は、県外における大規模災害時に、県外災害ひょうご緊急支援隊を派遣し、阪神・淡路大震災の応急対策等の経験を有する行政職員等による実務的な助言等の支援活動を展開することとする。なお、県外災害ひょうご支援隊の先遣隊及び本隊の派遣職員は、関西広域連合の緊急派遣チーム（先遣隊）、現地支援本部・現地連絡所職員を兼ねることができることとする。</u></p> <p data-bbox="1249 938 2107 1046">支援の実施にあたっては、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの専門家による支援チームや阪神・淡路大震災の被災市町と連携を図ることとする。</p> <p data-bbox="1249 1054 1469 1083">(1) 先遣隊の派遣</p> <p data-bbox="1272 1091 2107 1165"><u>下記の派遣基準を満たした際には、直ちに先遣隊を被災都道府県に派遣する。</u></p> <p data-bbox="1330 1173 1447 1201"><u>派遣基準</u></p> <p data-bbox="1301 1209 2107 1283"><u>県外で災害が発生し、都道府県域を超えた応援を要する可能性がある」と知事が判断した場合。</u></p> <table border="1" data-bbox="1312 1283 2096 1453"> <tr> <td data-bbox="1312 1283 1391 1331">派遣検討要件</td> <td data-bbox="1391 1283 2096 1453"> <p data-bbox="1391 1283 1995 1311">甚大な被害の発生を覚知し、災害の実態に照らし特に緊急に派遣が必要な場合</p> <p data-bbox="1391 1311 1592 1331">被害発生 の 覚 知 内 容</p> <ul data-bbox="1435 1331 2096 1453" style="list-style-type: none"> <li>・ 関西圏域内で震度 6 弱以上、関西圏域外で震度 6 強以上の揺れが観測された場合</li> <li>・ 大津波警報が発表された場合</li> <li>・ 同一都道府県内の多数の市町村で災害救助法が適用された場合</li> <li>・ 通信途絶等により情報収集が困難な場合において、同一都道府県内の多数の市町村で甚大な被害が推測される場合 等</li> </ul> </td> </tr> </table>	災害の発生時期	配 備 体 制		勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。		勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。	防災企画局長、 災害対策局長、 防災企画課長、 災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。	防災担当指定要員等	上記 の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。	派遣検討要件	<p data-bbox="1391 1283 1995 1311">甚大な被害の発生を覚知し、災害の実態に照らし特に緊急に派遣が必要な場合</p> <p data-bbox="1391 1311 1592 1331">被害発生 の 覚 知 内 容</p> <ul data-bbox="1435 1331 2096 1453" style="list-style-type: none"> <li>・ 関西圏域内で震度 6 弱以上、関西圏域外で震度 6 強以上の揺れが観測された場合</li> <li>・ 大津波警報が発表された場合</li> <li>・ 同一都道府県内の多数の市町村で災害救助法が適用された場合</li> <li>・ 通信途絶等により情報収集が困難な場合において、同一都道府県内の多数の市町村で甚大な被害が推測される場合 等</li> </ul>
災害の発生時期	配 備 体 制																			
勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。																			
勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。																		
	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。																		
	防災企画局長、 災害対策局長、 防災企画課長、 災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。																		
	防災担当指定要員等	上記 の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。																		
派遣検討要件	<p data-bbox="1391 1283 1995 1311">甚大な被害の発生を覚知し、災害の実態に照らし特に緊急に派遣が必要な場合</p> <p data-bbox="1391 1311 1592 1331">被害発生 の 覚 知 内 容</p> <ul data-bbox="1435 1331 2096 1453" style="list-style-type: none"> <li>・ 関西圏域内で震度 6 弱以上、関西圏域外で震度 6 強以上の揺れが観測された場合</li> <li>・ 大津波警報が発表された場合</li> <li>・ 同一都道府県内の多数の市町村で災害救助法が適用された場合</li> <li>・ 通信途絶等により情報収集が困難な場合において、同一都道府県内の多数の市町村で甚大な被害が推測される場合 等</li> </ul>																			

頁	現 行	頁	修 正 案
			<p><u>構成</u>  <u>防災局職員 4 名程度</u></p> <p><u>(2) 本隊の派遣</u>  <u>先遣隊の調査に基づき、被災自治体の求める分野について、県・市町職員、県看護協会や社会福祉協議会など関係機関の職員のうちから適任者を派遣する。</u>  <u>派遣分野の例：避難所運営、災害廃棄物処理、保健医療、生活再建支援、ボランティア調整、建物応急危険度判定、家屋被害調査、こころのケア、仮設住宅設置調整、土木技術支援、学校教育等</u></p> <p><u>5 関西広域連合構成員としての応援</u>  兵庫県外で大規模な災害が発生し、応援が必要な場合には、県は、関西広域連合の調整に基づき、分担する被災団体（カウンターパート）に対して必要な応援を実施することとする。  県は、関西広域連合の構成団体として、必要に応じて被災都道府県庁内等に現地支援本部を、被災市町村役場内等に現地連絡所を設置し、被災自治体災害対策本部との連携を図り、現地ニーズに即した応援活動を実施することとする。</p> <p><u>6 他の都道府県との応援協定に基づく応援</u>  (1) <u>近畿府県との相互応援協定に基づく応援</u>  大阪府又は徳島県に対する応援が必要な場合、本県は応援主管府県としての役割を果たすこととし、万一それが困難なときは速やかに両府県の応援副主管府県（大阪府が被災した場合は奈良県、徳島県が被災した場合は和歌山県）に連絡することとする。  県は、大阪府又は徳島県で激甚な災害が発生し通信が途絶するなどの場合にあっては、状況により職員の緊急派遣を行うとともに、支援本部等を設置し、近畿府県全体としての応援計画を作成のうえ、各府県と連携して応援を行うこととする。  県は、大阪府又は徳島県が応援要請をすることが困難であると判断したときは、要請を待たずに応援を行うこととする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
		217	<p>県は、大阪府又は徳島県以外の近隣府県が応援を必要とする場合、当該府県の応援主管府県等が作成した応援計画に従い、応援することとする。</p> <p>県は応援の実施にあたり、必要により、防災関係機関や災害救援専門ボランティア等に協力を要請することとする。</p> <p>県は、あらかじめ応援に係る内部手順等を定め、迅速な応援を図ることとする。</p> <p>(2) 全国都道府県における広域応援協定に基づく<u>応援</u>  <u>県は、全国知事会から広域応援の内容の連絡があったときは、広域応援実施要領で割り当てられた被災県に対して応援を実施することとする。</u>  <u>隣接ブロックの幹事県から近畿ブロック幹事県（兵庫県）に対して応援要請があったときは、県は近畿ブロック構成府県と協力して応援することとする。</u></p> <p>(3) <u>隣接府県との相互応援協定に基づく 応援（岡山県、鳥取県）</u>  <u>県は、岡山県又は鳥取県から応援の要請があったときは、必要な応援を行うこととする。</u>  県は、発災後、被災県と連絡が取れない場合は、自主的に情報収集活動を行うこととする。  — 県は、情報収集活動の結果、緊急性を有し被災県の要請を待つかとまがないと認められるときは、必要な応援を行うこととする。  — 県は、職員を派遣する場合には、職員が消費又は使用する物資等を携行させるよう努めることとする。</p> <p>(4) <u>新潟県との相互応援協定に基づく 応援</u>  <u>県は、新潟県から応援要請があったときは、要請があった事項について、応援を行うこととする。</u>  災害が発生し、被災県と連絡が取れない場合は、<u>県は</u>必要に応じ情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うこととする。</p>



頁	現 行	頁	修 正 案
		217	<p><u>7 法に基づく応援</u></p> <p><u>(1) 応援の要求（災害対策基本法第 74 条、第 74 条の 2）</u>  県は、他の都道府県から応援の求めがあったときは、正当な理由がない限り速やかに応援することとする。  県は、内閣総理大臣から他の都道府県を応援するよう求められたときは、速やかに応援することとする。その場合、特に必要があると認めるときは、県内市町に対し、県外の被災市町村を応援するよう求めることとする。</p> <p><u>(2) 職員等の中長期派遣</u>  長期にわたる職員の派遣の要請または派遣は、地方自治法第 252 条の 17 の規定により、また、内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第 30 条第 1 項の規定によることとする。</p> <p><u>8 市町地域防災計画で定めるべき事項</u></p> <p><u>(1) 応援協定等に基づく応援</u></p> <p><u>(2) その他必要な事項</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
234	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第2節 救助・救急、医療対策の実施 第2款 救急医療の提供</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県警察本部、市町、消防機関、医療機関、事故等発生責任機関〕</p>	227	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第2節 救助・救急、医療対策の実施 第2款 救急医療の提供</p> <p>〔実施機関：<u>海上保安本部</u>、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県警察本部、市町、消防機関、医療機関、事故等発生責任機関〕</p>
234	<p>1 実施方法 (3) 現場から医療施設への負傷者等の搬送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による）</li> <li>・自衛隊 等</li> </ul>	227	<p>1 実施方法 (3) 現場から医療施設への負傷者等の搬送</p> <p>（ヘリコプターを有する他機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による）</li> <li>・<u>海上保安本部</u></li> <li>・自衛隊 等</li> </ul>
235	<p>(5) 負傷者等の収容</p> <p>死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに県警察本部に連絡し、死体見分その他所要の処理を行わなければならない。</p> <p>速やかな死体見分に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、医師会を通じて臨床医の協力も得ることとする。</p>	228	<p>(5) 負傷者等の収容</p> <p>死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに県警察本部に連絡し、死体見分その他所要の処理を行わなければならない。</p> <p>速やかな死体見分に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、<u>県医師会を通じて県警本部との事前合意に基づいて、兵庫県医師会死体検案認定医等の</u>臨床医の協力も得ることとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開  第2節 救助・救急、医療対策の実施 第3款 医療・助産対策の実施		第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開  第2節 救助・救急、医療対策の実施 第3款 医療・助産対策の実施
		229	<u>3</u> <u>船舶の活用（災害時医療支援船）</u> <u>災害時、洋上を広域かつ適宜移動できる船舶等が持つ各機能を活かし、災害時医療支援船として利活用する。</u> <u>輸送機能を活用した透析・難病患者等の多人数搬送</u> <u>生活機能を活用した一時的避難所としての利用等</u> <u>災害時被災地での外部医療援護者等の一時宿泊施設としての利活用</u>
236	3 県における情報収集・提供	229	<u>4</u> 県における情報収集・提供
237	4 救護班の派遣等	230	<u>5</u> 救護班の派遣等
239	5 災害拠点病院の活動	232	<u>6</u> 災害拠点病院の活動
240	6 医療マンパワーの確保	232	<u>7</u> 医療マンパワーの確保
240	7 患者等搬送体制	233	<u>8</u> 患者等搬送体制
240	8 医薬品等の供給	233	<u>9</u> 医薬品等の供給
241	9 医療機関のライフラインの確保	234	<u>10</u> 医療機関のライフラインの確保
241	10 市町地域防災計画に定めるべき事項	234	<u>11</u> 市町地域防災計画に定めるべき事項

頁	現 行	頁	修 正 案																																								
	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施 第1款 交通の確保対策の実施</p>		<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施 第1款 交通の確保対策の実施</p>																																								
242	〔実施機関：近畿地方整備局、 <u>大阪空港事務所</u> 、海上保安本部（第五管区、第八管区）、 <u>県</u> 県土整備部土木局、 <u>県</u> 公安委員会、 <u>県</u> 警察本部、市町、西日本高速道路(株)、 <u>阪神</u> 高速道路(株)、 <u>本州</u> 四国連絡高速道路(株)、 <u>県</u> 道路公社、 <u>芦有</u> 開発(株)、 <u>港</u> 湾管理者、 <u>空</u> 港管理者〕	235	〔実施機関：近畿地方整備局、 <u>海上</u> 保安本部、 <u>県</u> 県土整備部 <u>県</u> 土企画局、 <u>県</u> 県土整備部土木局、 <u>県</u> 公安委員会、 <u>県</u> 警察本部、市町、西日本高速道路(株)、 <u>阪神</u> 高速道路(株)、 <u>本州</u> 四国連絡高速道路(株)、 <u>県</u> 道路公社、 <u>芦有</u> <u>ドライブウェイ</u> (株)、 <u>港</u> 湾管理者、 <u>空</u> 港管理者等〕																																								
242	2 陸上交通の確保 (イ) 道路法（第46条）に基づく応急対策 一般国道（「災害対策部運営計画」による。） イ 警戒体制の発令	235	2 陸上交通の確保 (イ) 道路法（第46条）に基づく応急対策 一般国道（ <u>指定区間</u> ）（「災害対策部運営計画」による。） イ 警戒体制 <u>等</u> の発令																																								
243	(イ) 警戒体制等の区分及び発令基準 （降雪時）	236	(イ) 警戒体制等の区分及び発令基準 （降雪時）																																								
	<table border="1"> <tr> <td>非常体制</td> <td>           1)重大な障害が発生し、交通が途絶した場合            2)雪により通行止が発生した場合又は緊急事態が予測される場合            3)豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領による体制が発令された場合            4)対策部長が必要と判断した場合            5)道路部対策本部長が指示した場合         </td> </tr> </table>	非常体制	1)重大な障害が発生し、交通が途絶した場合 2)雪により通行止が発生した場合又は緊急事態が予測される場合 3)豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領による体制が発令された場合 4)対策部長が必要と判断した場合 5)道路部対策本部長が指示した場合		<table border="1"> <tr> <td>非常体制</td> <td>           1)重大な<u>被害</u>が発生し、交通が途絶した場合            2)雪により通行止が発生した場合又は緊急事態が予測される場合            3)豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領による体制が発令された場合            4)対策部長が必要と判断した場合            5)道路部対策本部長が指示した場合         </td> </tr> </table>	非常体制	1)重大な <u>被害</u> が発生し、交通が途絶した場合 2)雪により通行止が発生した場合又は緊急事態が予測される場合 3)豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領による体制が発令された場合 4)対策部長が必要と判断した場合 5)道路部対策本部長が指示した場合																																				
非常体制	1)重大な障害が発生し、交通が途絶した場合 2)雪により通行止が発生した場合又は緊急事態が予測される場合 3)豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領による体制が発令された場合 4)対策部長が必要と判断した場合 5)道路部対策本部長が指示した場合																																										
非常体制	1)重大な <u>被害</u> が発生し、交通が途絶した場合 2)雪により通行止が発生した場合又は緊急事態が予測される場合 3)豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領による体制が発令された場合 4)対策部長が必要と判断した場合 5)道路部対策本部長が指示した場合																																										
244	ウ - 1 通行規制基準（兵庫国道事務所）	237	ウ - 1 通行規制基準（兵庫国道事務所）																																								
	<table border="1"> <tr> <td>176</td> <td>自西宮市塩瀬町名塩</td> <td>53.2～</td> <td>2.4</td> <td>ルメーター</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>至 " 生瀬当田</td> <td>55.6</td> <td></td> <td>名 塩</td> <td></td> <td>100</td> <td>120</td> <td>160</td> <td></td> </tr> </table>	176	自西宮市塩瀬町名塩	53.2～	2.4	ルメーター							至 " 生瀬当田	55.6		名 塩		100	120	160			<table border="1"> <tr> <td>176</td> <td>自西宮市塩瀬町名塩</td> <td>53.2～</td> <td>2.4</td> <td>ルメーター</td> <td>0798</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>至 " 生瀬当田</td> <td>55.6</td> <td></td> <td>名 塩</td> <td>35-6470</td> <td>100</td> <td>120</td> <td>160</td> <td></td> </tr> </table>	176	自西宮市塩瀬町名塩	53.2～	2.4	ルメーター	0798						至 " 生瀬当田	55.6		名 塩	35-6470	100	120	160	
176	自西宮市塩瀬町名塩	53.2～	2.4	ルメーター																																							
	至 " 生瀬当田	55.6		名 塩		100	120	160																																			
176	自西宮市塩瀬町名塩	53.2～	2.4	ルメーター	0798																																						
	至 " 生瀬当田	55.6		名 塩	35-6470	100	120	160																																			
	追加		<p><u>注2）近年都市部で発生する予測が困難な局地的集中豪雨への暫定的な対策として、夜間休日における注意体制の対象雨量を、当面の間、次のとおりとする。</u></p> <p><u>連続降雨量：60 mm以上 かつ 時間降雨量：50 mm / h 以上</u></p> <p><u>連続降雨量：70 mm以上 かつ 時間降雨量：40 mm / h 以上</u></p> <p><u>連続降雨量：80 mm以上 かつ 時間降雨量：30 mm / h 以上</u></p>																																								

頁	現 行	頁	修 正 案														
244	<p>ウ - 2 通行規制基準（姫路河川国道事務所）</p> <table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>赤穂郡上郡町梨ヶ原 〔129.0kp～130.0kp〕</td> <td>1.0</td> <td>落地雨量 観測所</td> <td>mm 150</td> <td>mm 200</td> <td>mm 250</td> </tr> </table> <p>注）雨量は連続雨量とし、連続雨量の判断は、降雨状況、気象条件等を総合的に判断して行くが、原則として降雨の3時間以内の中断は、連続雨量として取り扱う。ただし、連続3時間降雨量2mm以下は0とみなす。</p>	2	赤穂郡上郡町梨ヶ原 〔129.0kp～130.0kp〕	1.0	落地雨量 観測所	mm 150	mm 200	mm 250	237	<p>ウ - 2 通行規制基準（姫路河川国道事務所）</p> <table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>自 赤穂郡上郡町梨ヶ原 至 赤穂郡上郡町梨ヶ原 〔129.0kp～130.0kp〕</td> <td>1.0</td> <td>落地雨量観測所 (船坂山雨量観測所)</td> <td>mm 150</td> <td>mm 200</td> <td>mm 250</td> </tr> </table> <p><u>注）雨量は連続雨量とする。連続雨量は、降雨状況、気象状況等を総合的に判断するものとし、原則として「降り始め」からの降雨量の累計とする。「降り始め」は、随時の時間雨量が2mm以下の場合、0mmとみなす。「降り終わり」は、随時の時間雨量が2mm以下で3時間以上続いた場合、その時点で0mmとする。ただし、梅雨期等のように前に相当の降雨（基準雨量程度）があったり、以後相当の降雨が予想される時はこの限りではない。</u> <u>梨ヶ原の非常体制対象雨量は、船坂山雨量観測所（岡山国道事務所の雨量観測所）とする。</u> <u>ただし、岡山国道事務所との協議により変更する場合がある。</u></p>	2	自 赤穂郡上郡町梨ヶ原 至 赤穂郡上郡町梨ヶ原 〔129.0kp～130.0kp〕	1.0	落地雨量観測所 (船坂山雨量観測所)	mm 150	mm 200	mm 250
2	赤穂郡上郡町梨ヶ原 〔129.0kp～130.0kp〕	1.0	落地雨量 観測所	mm 150	mm 200	mm 250											
2	自 赤穂郡上郡町梨ヶ原 至 赤穂郡上郡町梨ヶ原 〔129.0kp～130.0kp〕	1.0	落地雨量観測所 (船坂山雨量観測所)	mm 150	mm 200	mm 250											
244	<p>ウ - 3 通行規制基準（豊岡河川国道事務所）</p> <table border="1"> <tr> <td>483</td> <td>兵庫県朝来市和田山町御堂～ 兵庫県丹波市春日町野村</td> <td>山陽IC 観測所 (他4箇所)</td> <td>150</td> <td>250</td> <td>-</td> </tr> </table>	483	兵庫県朝来市和田山町御堂～ 兵庫県丹波市春日町野村	山陽IC 観測所 (他4箇所)	150	250	-	238	<p>ウ - 3 通行規制基準（豊岡河川国道事務所）</p> <table border="1"> <tr> <td>483</td> <td>兵庫県養父市八鹿町国木～ 兵庫県丹波市春日町野村</td> <td>山東IC 観測所 (他8箇所)</td> <td>150</td> <td>250</td> <td>-</td> </tr> </table>	483	兵庫県養父市八鹿町国木～ 兵庫県丹波市春日町野村	山東IC 観測所 (他8箇所)	150	250	-		
483	兵庫県朝来市和田山町御堂～ 兵庫県丹波市春日町野村	山陽IC 観測所 (他4箇所)	150	250	-												
483	兵庫県養父市八鹿町国木～ 兵庫県丹波市春日町野村	山東IC 観測所 (他8箇所)	150	250	-												
240	<p>(イ) 西日本高速道路株式会社関西支社が管理する有料道路(「防災業務要領」による。)</p> <p>別表1 通行止め等基準値</p> <p>追加</p>	240	<p>西日本高速道路株式会社関西支社が管理する有料道路(「防災業務要領」による。)</p> <p>別表1 通行止め等基準値</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">鳥取道</td> <td rowspan="2">福崎高速道路事務所</td> <td>佐用JCT</td> <td rowspan="2">150</td> <td rowspan="2">100</td> <td rowspan="2">45</td> </tr> <tr> <td>佐用TB</td> </tr> </table>	鳥取道	福崎高速道路事務所	佐用JCT	150	100	45	佐用TB							
鳥取道	福崎高速道路事務所	佐用JCT	150			100				45							
		佐用TB															
247	<p>イ 交通規制の実施方法</p> <p>(イ) 西日本高速道路株式会社関西支社は、異常降雨等により通行止めを実施した場合において、通行止め区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対しては、巡回車及びラジオ等により、原則として次のとおり指示することとする。</p> <p>b その他の場合</p> <p>○ 本線上にある車両は、左側路肩に停車し、西日本高速道路株式会社若しくは県警察本部の指示又はラジオによる公共機関の指示があるまでは走行しないこと。</p>	241	<p>イ 交通規制の実施方法</p> <p>(イ) 西日本高速道路株式会社関西支社は、異常降雨等により通行止めを実施した場合において、通行止め区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対しては、巡回車等により、原則として次のとおり指示することとする。</p> <p>b その他の場合</p> <p>○ 本線上にある車両は、左側路肩に停車し、西日本高速道路株式会社若しくは県警察本部の指示があるまでは走行しないこと。</p>														

頁	現 行	頁	修 正 案																												
249	<p>本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センターが管理する有料道路「防災業務実施要領 - 本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センター」による。）</p> <p>ア 通行制限及び通行禁止の実施基準</p> <p>本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センターは、災害発生により交通が危険であると認められる場合の他概ね次に定める基準に該当する場合は、あらかじめ県警察本部と協議の上、直ちに通行制限又は通行禁止（以下「通行制限等」という。）の措置をとることとする。</p> <p>通行制限・通行禁止基準値</p> <table border="1" data-bbox="228 582 1102 919"> <thead> <tr> <th>事象</th> <th>区間</th> <th>50km規制（通行制限基準値）</th> <th>通行禁止（通行禁止基準値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">雨</td> <td>神戸西IC ～ 津名一宮IC</td> <td>連続雨量：概ね150mm以上 又は 時間雨量：概ね 20mm以上</td> <td>連続雨量：概ね200mm以上 又は 連続雨量が概ね100mmに達した後、 時間雨量が概ね40mm以上の時</td> </tr> <tr> <td>津名一宮IC ～ 鳴門IC</td> <td>連続雨量：概ね200mm以上 又は 時間雨量：概ね 20mm以上</td> <td>連続雨量：概ね250mm以上 又は 連続雨量が概ね100mmに達した後、 時間雨量が概ね40mm以上の時</td> </tr> <tr> <td>風 霧 雪 凍結</td> <td>神戸西IC</td> <td>10分間平均風速：概ね15m/s以上 視程：概ね100m以下 積雪の始まった状態 凍結が予想される場合</td> <td>10分間平均風速：概ね25m/s以上 視程：概ね50m以下 積雪が著しい場合 凍結し、一般車両の通行が困難と判断される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センターは、通行禁止を実施し又は変更したとき、地方公共団体及び周辺道路の道路管理者に速やかにその内容を通知することとする。</p> <p>イ 通行制限等の実施方法</p> <p>本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センターは、通行制限等を実施する場合、道路標識、可変情報板等により通行中の車両に対して通行制限等の表示を行うこととする。</p> <p>本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センターは、通行禁止を実施した場合、通行禁止区間内のインターチェンジ又は通行禁止区間外の本線から通行禁止区間内に車両が流入しないよう措置するとともに、通行禁止区間内の本線上の車両又はサービスエリア内等の車両に対し、巡回車等により、原則として次のとおり指示することとする。</p>	事象	区間	50km規制（通行制限基準値）	通行禁止（通行禁止基準値）	雨	神戸西IC ～ 津名一宮IC	連続雨量：概ね150mm以上 又は 時間雨量：概ね 20mm以上	連続雨量：概ね200mm以上 又は 連続雨量が概ね100mmに達した後、 時間雨量が概ね40mm以上の時	津名一宮IC ～ 鳴門IC	連続雨量：概ね200mm以上 又は 時間雨量：概ね 20mm以上	連続雨量：概ね250mm以上 又は 連続雨量が概ね100mmに達した後、 時間雨量が概ね40mm以上の時	風 霧 雪 凍結	神戸西IC	10分間平均風速：概ね15m/s以上 視程：概ね100m以下 積雪の始まった状態 凍結が予想される場合	10分間平均風速：概ね25m/s以上 視程：概ね50m以下 積雪が著しい場合 凍結し、一般車両の通行が困難と判断される場合	242	<p>本州四国連絡高速道路株式会社が管理する有料道路（「防災業務実施要領 - 本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センター」、「防災業務実施要領 - 本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター」による。）</p> <p>ア 通行制限及び通行禁止の実施基準</p> <p>本州四国連絡高速道路株式会社は、災害発生により交通が危険であると認められる場合の他、次に定める基準に該当する場合は、あらかじめ県警察本部と協議の上、通行制限又は通行禁止（以下「通行制限等」という。）の措置をとることとする。</p> <p>通行制限・通行禁止基準値</p> <table border="1" data-bbox="1234 582 2107 919"> <thead> <tr> <th>事象</th> <th>区間</th> <th>50km規制（通行制限基準値）</th> <th>通行禁止（通行禁止基準値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">雨</td> <td rowspan="3">神戸西IC ～ 鳴門IC</td> <td>連続雨量：概ね200mm以上 又は 時間雨量：概ね 20mm以上</td> <td>連続雨量：概ね250mm以上 又は 連続雨量が100mmに達した後、 時間雨量が概ね40mm以上の時</td> </tr> <tr> <td>連続雨量：概ね200mm以上 又は 時間雨量：概ね 20mm以上</td> <td>連続雨量：概ね250mm以上 又は 連続雨量が概ね100mmに達した後、 時間雨量が概ね40mm以上の時</td> </tr> <tr> <td>風 霧 雪 凍結</td> <td>10分間平均風速：概ね15m/s以上 視程：概ね100m以下 積雪の始まった状態 凍結が予想される場合</td> <td>10分間平均風速：概ね25m/s以上 視程：概ね50m以下 積雪が著しい場合 凍結し、一般車両の通行が困難と判断される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>本州四国連絡高速道路株式会社は、通行禁止を実施し又は変更したとき、地方公共団体及び周辺道路の道路管理者に速やかにその内容を通知することとする。</p> <p>イ 通行制限等の実施方法</p> <p>本州四国連絡高速道路株式会社は、通行制限等を実施する場合、道路標識、可変情報板等により通行中の車両に対して通行制限等の表示を行うこととする。</p> <p>本州四国連絡高速道路株式会社は、通行禁止を実施した場合、通行禁止区間内のインターチェンジ又は通行禁止区間外の本線から通行禁止区間内に車両が流入しないよう措置するとともに、通行禁止区間内の本線上の車両又はサービスエリア内等の車両に対し、巡回車等により、原則として次のとおり指示することとする。</p>	事象	区間	50km規制（通行制限基準値）	通行禁止（通行禁止基準値）	雨	神戸西IC ～ 鳴門IC	連続雨量：概ね200mm以上 又は 時間雨量：概ね 20mm以上	連続雨量：概ね250mm以上 又は 連続雨量が100mmに達した後、 時間雨量が概ね40mm以上の時	連続雨量：概ね200mm以上 又は 時間雨量：概ね 20mm以上	連続雨量：概ね250mm以上 又は 連続雨量が概ね100mmに達した後、 時間雨量が概ね40mm以上の時	風 霧 雪 凍結	10分間平均風速：概ね15m/s以上 視程：概ね100m以下 積雪の始まった状態 凍結が予想される場合	10分間平均風速：概ね25m/s以上 視程：概ね50m以下 積雪が著しい場合 凍結し、一般車両の通行が困難と判断される場合
事象	区間	50km規制（通行制限基準値）	通行禁止（通行禁止基準値）																												
雨	神戸西IC ～ 津名一宮IC	連続雨量：概ね150mm以上 又は 時間雨量：概ね 20mm以上	連続雨量：概ね200mm以上 又は 連続雨量が概ね100mmに達した後、 時間雨量が概ね40mm以上の時																												
	津名一宮IC ～ 鳴門IC	連続雨量：概ね200mm以上 又は 時間雨量：概ね 20mm以上	連続雨量：概ね250mm以上 又は 連続雨量が概ね100mmに達した後、 時間雨量が概ね40mm以上の時																												
	風 霧 雪 凍結	神戸西IC	10分間平均風速：概ね15m/s以上 視程：概ね100m以下 積雪の始まった状態 凍結が予想される場合	10分間平均風速：概ね25m/s以上 視程：概ね50m以下 積雪が著しい場合 凍結し、一般車両の通行が困難と判断される場合																											
事象	区間	50km規制（通行制限基準値）	通行禁止（通行禁止基準値）																												
雨	神戸西IC ～ 鳴門IC	連続雨量：概ね200mm以上 又は 時間雨量：概ね 20mm以上	連続雨量：概ね250mm以上 又は 連続雨量が100mmに達した後、 時間雨量が概ね40mm以上の時																												
		連続雨量：概ね200mm以上 又は 時間雨量：概ね 20mm以上	連続雨量：概ね250mm以上 又は 連続雨量が概ね100mmに達した後、 時間雨量が概ね40mm以上の時																												
		風 霧 雪 凍結	10分間平均風速：概ね15m/s以上 視程：概ね100m以下 積雪の始まった状態 凍結が予想される場合	10分間平均風速：概ね25m/s以上 視程：概ね50m以下 積雪が著しい場合 凍結し、一般車両の通行が困難と判断される場合																											

頁	現 行	頁	修 正 案						
249	<p>a 異常降雨の場合 車両は、本州四国連絡高速道路株式会社の指示するインターチェンジ等から速やかに流出すること。</p> <p>b その他の場合 (a) <u>本線上にある車両は、左側路肩に停車し、本州四国連絡高速道路株式会社又は県警察本部の指示があるまで走行しないこと。</u> <u>(b) 車両の運転者がやむを得ず車両を離れるときは、車両のエンジンを切り、かつキーをそのままにしておくこと。</u> ○ サービスエリア等にある車両は、本州四国連絡高速道路株式会社又は県警察本部の指示があるまで走行しないこと。</p>	243	<p>a 異常降雨の場合 車両は、本州四国連絡高速道路株式会社の指示するインターチェンジ等から速やかに流出すること。</p> <p>b その他の場合 <u>サービスエリア等での待機を容認するものとし、駐車車両が流出しないよう措置するものとする。</u></p> <p>削除</p>						
251	<p>芦有開発株式会社が管理する有料道路(「芦有ドライブウェイ維持管理要綱」による。)</p> <p>追加</p> <p>ア 災害の予防 芦有開発株式会社が、毎日全線をパトロールするほか、自動車道の法面及び石積等構造物については、定期的に総点検を行ない、必要な防災処置を講じることとする。</p>	245	<p>芦有ドライブウェイ株式会社が管理する有料道路(「芦有ドライブウェイ維持管理規程」による。)</p> <p><u>ア 交通規制の実施基準</u> <u>(ア) 次の基準に該当する場合、直ちに交通規制を実施した上、速やかに点検を行うこととする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1258 890 2078 1042"> <thead> <tr> <th>規制内容</th> <th>交通規制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通行注意喚起</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連続雨量が120mmに達した場合</li> <li>・大雨洪水警報が発令された場合</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>通行止め</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連続雨量が200mmに達した場合</li> <li>・連続雨量が120mmに達し、かつ時間雨量が40mmを超える場合</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(イ) 芦有ドライブウェイ株式会社は、通行規制を実施した場合は、直ちに所轄警察署に連絡するとともに、関係機関に連絡することとする。</u></p> <p>イ 災害の予防 芦有ドライブウェイ株式会社が、毎日全線をパトロールするほか、自動車道の法面及び石積等構造物については、定期的に総点検を行ない、必要な防災処置を講じることとする。</p>	規制内容	交通規制基準	通行注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続雨量が120mmに達した場合</li> <li>・大雨洪水警報が発令された場合</li> </ul>	通行止め	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続雨量が200mmに達した場合</li> <li>・連続雨量が120mmに達し、かつ時間雨量が40mmを超える場合</li> </ul>
規制内容	交通規制基準								
通行注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続雨量が120mmに達した場合</li> <li>・大雨洪水警報が発令された場合</li> </ul>								
通行止め	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続雨量が200mmに達した場合</li> <li>・連続雨量が120mmに達し、かつ時間雨量が40mmを超える場合</li> </ul>								

頁	現 行	頁	修 正 案
251	<p>イ 防災体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異常気象時管理体制（豪雨、豪雪、台風等異常気象時）</li> <li>・ 緊急体制（災害発生等緊急時）</li> </ul> <p>によって、防災体制に入る。</p> <p>(ア) パトロールの強化</p> <p>芦有開発株式会社は、災害時において、芦屋 - 有馬間全線のパトロールを強化し、自動車道路の状況及び関連県道等の情報をもとに、通行の禁止又は制限を決定した場合は、各料金所に指令するとともに、関係機関及び阪急バス(株)に連絡することとする。</p> <p>(イ) 通行禁止等の措置</p> <p>芦有開発株式会社は、料金所入口に指令に基づく看板を掲示し、通行車両の運転者に安全通行のため必要な注意を与えることとする。</p> <p>4 空路交通の確保</p> <p>(1) 空港管理者は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに応急復旧等を行うこととする。</p>	245	<p>ウ 防災体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異常気象時管理体制（豪雨、豪雪、台風等異常気象時）</li> <li>・ 緊急体制（災害発生等緊急時）</li> </ul> <p>によって、防災体制に入る。</p> <p>(ア) パトロールの強化</p> <p>芦有<del>開発</del><u>ドライブウェイ</u>株式会社は、災害時において、芦屋 - 有馬間全線のパトロールを強化し、自動車道路の状況及び関連県道等の情報をもとに、通行の禁止又は制限を決定した場合は、各料金所に指令するとともに、関係機関及び阪急バス(株)に連絡することとする。</p> <p>(イ) 通行禁止等の措置</p> <p>芦有<del>開発</del><u>ドライブウェイ</u>株式会社は、料金所入口に指令に基づく看板を掲示し、通行車両の運転者に安全通行のため必要な注意を与えることとする。</p> <p>4 空路交通の確保</p> <p>(1) 空港管理者<del>等</del>は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに応急復旧等を行うこととする。</p>



頁	現 行	頁	修 正 案
	<p>第3編 災害応急対策計画  第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施  第2款 緊急輸送対策の実施</p> <p>1 緊急輸送に当たっての基本的事項等  (1) 実施機関</p> <p>追加</p>	251	<p>第3編 災害応急対策計画  第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施  第2款 緊急輸送対策の実施</p> <p>1 緊急輸送に当たっての基本的事項等  (1) 実施機関</p> <p><u>県は、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して運送を要請することとする。資機材の故障や安全の確保ができない等の正当な理由なく要請に応じないときは、運送を行うべきことを指示することとする。</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第4節 避難対策の実施</p>		<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第4節 避難対策の実施</p>
262	<p>〔実施機関：海上保安本部、自衛隊、県企画県民部県民文化局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部こども局、県健康福祉部健康局、県県土整備部土木局、県教育委員会、市町、消防機関〕</p>	256	<p>〔実施機関：海上保安本部、自衛隊、県企画県民部県民文化局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、<u>県健康福祉部障害福祉局</u>、<u>県健康福祉部生活消費局</u>、県健康福祉部こども局、県健康福祉部健康局、県県土整備部土木局、県教育委員会、市町、消防機関〕</p>
263	<p>2 避難の実施 (2) 避難のための勧告及び指示 勧告・指示の伝達方法 ア 市町長は、直ちに、防災行政無線（同報等）、広報車等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、携帯電話メール、ファクシミリ等避難の情報伝達手段を活用するとともに、県警察本部、海上保安本部（第五管区、第八管区）、自主防災組織等の協力により周知徹底を図ることとする。</p>	258	<p>2 避難の実施 (2) 避難のための勧告及び指示 勧告・指示の伝達方法 ア 市町長は、直ちに、防災行政無線（同報等）、広報車等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、携帯電話メール、ファクシミリ等避難の情報伝達手段を活用するとともに、県警察本部、<u>海上保安本部</u>、自主防災組織等の協力により周知徹底を図ることとする。</p>
263	<p>(6) 大災害時における措置等 県は被災市町から、隣接市町等の施設を避難所として利用することについて、次の事項を明らかにして要請があった場合、隣接市町等と調整して応援を実施することとする。 ア 避難希望地域 イ 避難を要する人員 ウ 避難期間 エ 輸送手段 オ その他必要事項</p>	261	<p>(6) <u>広域一時滞在等</u> 県は被災市町から、隣接市町等の施設を避難所として利用することについて、次の事項を明らかにして要請があった場合、隣接市町等と調整して応援を実施することとする。 ア 避難希望地域 イ 避難を要する人員 ウ 避難期間 エ 輸送手段 オ その他必要事項 <u>県は、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市町からの要請を待たずとも、市町の要請を待たずに広域一時滞在のための調整を行うこととする。</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
	<p>県は、必要により、概ね市区町単位で主要避難所に救護対策現地本部を設け、職員を常駐させるなど、被災者対策に関する市町の取り組みを支援することとする。</p> <p>県は、県域外への広域的な避難、収容が必要であると判断したときには、他府県や国に支援を要請することとする。</p>	261	<p>— 県は、必要により、概ね市区町単位で主要避難所に救護対策現地本部を設け、職員を常駐させるなど、被災者対策に関する市町の取り組みを支援することとする。</p> <p>— 県は、県域外への広域的な避難、収容が必要であると判断したときには、他府県や国に支援を要請することとする。</p> <p><u>県・市町は、市町域・県域を越えて避難した被災者について、公営住宅や借り上げ応急仮設住宅の入居者、自力で住居を確保した避難者も含めて避難者所在情報等を避難元と避難先が共有し、支援情報の提供等の支援に努めることとする。</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
269	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第5節 住宅の確保</p> <p>1 住宅対策の主な種類と順序 (4) 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去</p> <p>2 応急仮設住宅の建設 (1) 実施機関 被災者等への応急仮設住宅の建設は県で実施し、管理は市町で実施することとする。なお、災害救助法適用市町が一つのみなどの場合は、市町による建設も検討することができる。</p> <p>(2) 供給対象者 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。 住居する住家がない者であること。 自らの資力でもってしては、住宅を確保することのできない者であること。</p>	263	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第5節 住宅の確保</p> <p>1 住宅対策の主な種類と順序 (4) 応急仮設住宅の<u>供与</u>、住宅の応急修理、障害物の除去</p> <p>2 応急仮設住宅の<u>供与</u> <u>(1) 供与対象者</u> 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。 住居する住家がない者であること。 自らの資力でもってしては、住宅を確保することのできない者であること。 <u>(2) 応急仮設の供与要請</u> <u>住宅の被害状況、応急仮設住宅に関するニーズ等を把握するとともに、建設用地の選定及び既存空き住宅について調査する。</u> 市町は、次の事項を可能な限り示し、応急仮設住宅の供与を県に要請する。 ア 被害戸数 イ 設置を必要とする型別戸数、建設場所 ウ 連絡責任者 県は市町から供給あっせんの要請があったとき、若しくは自ら必要があると認める場合に対応する。 県は市町からの情報等に基づき、応急仮設住宅の供与方法を決定する。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
269	<p>(3) 供給方法</p> <p>市町は、平時から、業界の協力を得られるよう努めるとともに、あらかじめ建設可能な土地を把握しておくこととする。</p> <p>建設にあたっては、二次災害の危険がないよう配慮することとする。</p> <p>県は、大規模災害を想定し、プレハブ建築協会と締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」及び都市再生機構と締結した「災害時における協力に関する協定」に基づき、市町から供給あっせんの要請があったとき、若しくは自ら必要があると認める場合に対応することとする。なお、市町は、応急仮設住宅の供給を県に要請するときは、次の事項を可能な限り示すこととする。</p> <p>ア 被害戸数</p> <p>イ 設置を必要とする型別戸数、建設場所</p> <p>ウ 連絡責任者</p> <p>エ その他参考となる事項</p> <p>県、市町は、被災状況や地域の実情等、必要に応じて、民間賃貸住宅を借り上げて供給することとする。</p> <p>県は、なお供給に不足が生じる場合には、他府県や、国（農林水産省、経済産業省、国土交通省）に建設業者や資機材のあっせん等を要請することとする。</p>	263	<p><u>(3) 応急仮設住宅の建設</u></p> <p><u>実施機関</u></p> <p><u>応急仮設住宅の建設は県で実施し、管理は市町で実施することとする。なお、災害救助法適用市町が一つのみなどの場合は、市町による建設も検討することができる。</u></p> <p><u>建設方法</u></p> <p><u>ア 市町は、平時から、あらかじめ建設可能な土地を把握しておくこととする。</u></p> <p><u>イ 建設にあたっては、二次災害の危険がないよう配慮することとする。</u></p> <p><u>ウ 県は、大規模災害を想定し、プレハブ建築協会と締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」及び都市再生機構と締結した「災害時における協力に関する協定」に基づき対応する。</u></p> <p><u>エ 県は、なお供給に不足が生じる場合には、他府県や、国（農林水産省、経済産業省、国土交通省）に建設業者や資機材のあっせん等を要請することとする。</u></p> <p><u>オ 住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮することとする。</u></p> <p><u>カ 県、市町は、必要に応じ高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。</u></p>
270	<p>(4) 住宅の構造</p> <p>住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮することとする。</p> <p>県、市町は、必要に応じ高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。</p>	264	<p><u>(4) 民間賃貸住宅の借上げ</u></p> <p><u>県、市町は、被災状況や地域の実情等必要に応じて、民間賃貸住宅を借上げて供給する。</u></p> <p><u>県、市町は、平時から業界の協力を得られるよう努める。</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
272	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第1款 食料の供給</p> <p>1 実施機関 (2) 県は、広域にわたる大災害が発生し、市町等から要請のあった場合、又は県が必要と認める場合は、食料の供給及び供給あっせんを行うこととする。</p> <p>3 品目 品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者や乳幼児のニーズにも配慮することとする。</p> <p>(1) 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食 (2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の清涼飲料水等の副食</p>	266	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第1款 食料の供給</p> <p>1 実施機関 (2) 県は、広域にわたる大災害が発生し、市町等から要請のあった場合は、食料の供給及び供給あっせんを行うこととする。<u>市町からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待たずに市町に対する食料を確保し供給することとする。</u></p> <p>3 品目 品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者、<u>妊産婦</u>、乳幼児、<u>食事制限のある方等</u>のニーズにも配慮することとする。 <u>なお、食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。</u></p> <p>(1) 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食 (2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の清涼飲料水等の副食 <u>(3) 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
275	<p>第3編 災害応急対策計画  第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給  第2款 応急給水の実施</p> <p>1 実施機関  (2) 県は、大災害が発生し、市町から要請があった場合、又は必要と認める場合には、供給の応援を行うこととする。</p>	269	<p>第3編 災害応急対策計画  第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給  第2款 応急給水の実施</p> <p>1 実施機関  (2) 県は、広域にわたる大災害が発生し、市町等から要請のあった場合は、<u>食料の供給及び供給あっせんを行うこととする。市町からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待たずに市町に対する供給の応援を行うこととする。</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
277	<p>第3編 災害応急対策計画  第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給  第3款 物資の供給</p> <p>1 実施機関  (3) 県は、大災害が発生し、市町から要請があった場合、又は必要と認める場合に、緊急物資の供給、調達、あっせんを行うこととする。</p>	271	<p>第3編 災害応急対策計画  第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給  第3款 物資の供給</p> <p>1 実施機関  (3) 県は、大災害が発生し、市町から要請があった場合、緊急物資の供給、調達、あっせんを行うこととする。<u>市町からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待たずに緊急物資を供給することとする。</u></p>



頁	現 行	頁	修 正 案
279	<p>第3編 災害応急対策計画  第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健医療、感染症対策、遺体の火葬等の実施  第1款 精神医療の実施</p> <p>5 こころのケアに関する拠点の設置</p> <p>追加</p>	273	<p>第3編 災害応急対策計画  第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健医療、感染症対策、遺体の火葬等の実施  第1款 精神医療の実施</p> <p>5 こころのケアに関する拠点の設置</p> <p><u>(3) 県は、必要に応じて、厚生労働省及び他の都道府県に対して、災害時のこころのケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求めることとする。</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
281	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健医療、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第2款 健康対策の実施</p> <p>1 巡回健康相談の実施</p> <p>(3) 県は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について市町に助言を行うとともに、福祉関係者やかかりつけ医師、民生委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行うこととする。</p> <p>(4) 県及び市町は、巡回健康相談の実施にあたり、連携して災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療救護班やこころのケアチーム等と連携して支援を行う。</p> <p>(5) 県及び市町は、巡回健康相談や家庭訪問の実施にあたり、感染症や食中毒、生活不活発病等の予防に努めることとする。</p> <p>3 市町地域防災計画で定めるべき事項 (1) 巡回健康相談の実施</p>	275	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健医療、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第2款 健康対策の実施</p> <p>1 巡回健康相談等の実施</p> <p>(3) 県は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について市町に助言を行うとともに、<u>保健・医療・福祉関係者</u>、民生委員・<u>児童委員</u>、地域住民等との連携を図るためのコーディネートを行うこととする。</p> <p>(4) 県及び市町は、巡回健康相談や<u>家庭訪問</u>の実施にあたり、連携して<u>高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児等</u>災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、<u>医療機関（医療救護班）</u>やこころのケアチーム等と連携して支援を行う。</p> <p>(5) 県及び市町は、巡回健康相談や家庭訪問・<u>健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化・増加の防止</u>、感染症や食中毒、<u>高齢者の</u>生活不活発病等の予防に努めることとする。</p> <p>3 市町地域防災計画で定めるべき事項 (1) 巡回健康相談等の実施</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
292	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>(5) 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>(5) 災害時要援護者支援対策の実施</p> <p>2 情報提供</p> <p>3 避難対策</p> <p>(1) 市町は、避難支援計画に沿って災害時要援護者の避難誘導が的確に行われるよう努めることとする。</p> <p>(2) 市町は、名簿等の活用により居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努める。特に、地域での情報共有のための同意が得られない災害時要援護者で、自助・共助による対応が困難な者について、重点的に確認を行うこととする。</p> <p>(3) 市町は、災害時要援護者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めることとする。</p> <p>(4) 市町は、避難所等において災害時要援護者用の窓口を設け、災害時要援護者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行うこととする。</p> <p>(5) 県、市町は、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めることとし、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じることとする。 ( 「避難対策の実施」の項を参照 )</p>	285	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>(5) 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>(5) 災害時要援護者支援対策の実施</p> <p>2 情報<del>の</del>提供</p> <p><u>3 安否確認・救助・避難誘導</u></p> <p><u>市町は、非難行動要支援者名簿等に基づき、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて災害時要援護者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速・的確に行うこととする。</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
293	<p>4 生活支援</p> <p>(1) 市町は、おむつやポータブル便器等生活必需品に配慮することとする。</p> <p>(2) 市町は、粉ミルク、やわらかい食品等食事内容に配慮することとする。</p> <p>(3) 県、市町は、手話通訳者やボランティア等の協力による生活支援を行うこととする。</p> <p>(4) 県、市町は、巡回健康相談、戸別訪問指導や栄養相談等の重点的実施を行うこととする。</p> <p>(5) 県、市町は、福祉サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。</p>	285	<p><u>4 生活支援</u></p> <p><u>(1) 被災者ローラー作戦の実施</u>  市町は、負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、自治会・自主防災組織や民生委員・児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問を行い、災害時要援護者の所在確認に努めることとする。</p> <p><u>(2) 要援護者トリアージの実施</u>  市町は、ローラー作戦による調査結果を踏まえ、災害時要援護者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。</p> <p><u>(3) 専門家による支援</u>  市町は、医師、看護師、保健師、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に提供し、必要に応じて医療機関等へ適切につないでいく仕組みを構築することとする。  県は、市町の要請があるとき、または必要と認めるときは、保健師等の専門人材、こころのケアチームの派遣等の応援を行う。</p> <p><u>(4) 避難場所の確保</u>  市町は、災害時要援護者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めることとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
		286	<p><u>(5) 避難所等における配慮</u></p> <p><u>相談窓口の設置</u> 市町は、避難所等において災害時要援護者用の窓口を設け、災害時要援護者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行うこととする。</p> <p><u>食料、生活必需品の供給</u> 市町は、粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等災害時要援護者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮することとする。</p> <p><u>福祉サービスの提供</u> 県、市町は、福祉サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意することとする。</p> <p><u>快適な空間の確保</u> 要介護高齢者や妊産婦が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努めることとする。</p>
293	7 震災障害者（震災で障害を負った方）への対応		<u>7</u> 外国人県民への情報伝達等
293	8 震災遺児（震災で親（保護者）を亡くした子ども）への対応	287	<u>8</u> 震災障害者（震災で障害を負った方）への対応
293	9 外国人県民への情報伝達等	287	<u>9</u> 震災遺児（震災で親（保護者）を亡くした子ども）への対応

頁	現 行	頁	修 正 案
296	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施 第1款 災害広報の実施</p> <p>1 基本方針 (1) 広報の内容 食料、生活必需品の供給状況</p> <p>2 県における広報 (3) 広報の実施 エ 避難所等への情報提供 県は、市町と協力し、避難所等に対する情報提供ルート<del>の</del>確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。</p>	289	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施 第1款 災害広報の実施</p> <p>1 基本方針 (1) 広報の内容 食料、生活必需品、<u>燃料</u>の供給状況</p> <p>2 県における広報 (3) 広報の実施 エ 避難所等への情報提供 県は、市町と協力し、避難所、<u>応急仮設住宅(借り上げを含む)</u>、<u>在宅被災者、帰宅困難者</u>等に対する情報提供ルート<del>の</del>確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。</p>
297		290	

頁	現 行	頁	修 正 案
325	<p>第3編 災害応急対策計画  第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第16節 鉄道施設における応急対策の実施</p> <p>10 神戸市都市整備公社の応急対策  (2) 発災時の初動措置  運行規制  ア 風速2.0m/s以上の強風になったときは鋼索鉄道の運転を休止する。  イ 所定の雨量を超えたときは、運転を休止する。</p>	315	<p>第3編 災害応急対策計画  第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第16節 鉄道施設における応急対策の実施</p> <p>10 <u>神戸すまいまちづくり公社</u>の応急対策  (2) 発災時の初動措置  運行規制  ア 風速2.0m/s以上の強風になったときは鋼索鉄道の運転を休止する。  イ <u>時間雨量30mm</u>を超えたときは、運転を休止する。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
330	<p>第3編 災害応急対策計画  第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施  第2款 ガスの確保</p> <p>3 (一社)兵庫県エルピーガス協会の応急対策  (1) 地震発生直後の対応      応急対策の実施      ク 要員の確保          県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿エルピーガス連合会の相互支援協定等に基づき、他府県から協力を得ることとする。</p>	320	<p>第3編 災害応急対策計画  第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施  第2款 ガスの確保</p> <p>3 (一社)兵庫県エルピーガス協会の応急対策  (1) 地震発生直後の対応      応急対策の実施      ク 要員の確保          県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿LPガス連合会の相互支援協定等に基づき、他府県から協力を得ることとする。</p>



頁	現 行	頁	修 正 案
332	<p>第3編 災害応急対策計画  第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施  第3款 電気通信の確保</p> <p>2 西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の応急対策  (2) 復旧作業にいたるまでの対応  通信の混乱防止  ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限の実施  イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ル - トを確保し他の通話に優先した取扱いの実施  ウ 「災害用伝言ダイヤル」でのふくそう緩和の実施</p>	322	<p>第3編 災害応急対策計画  第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施  第3款 電気通信の確保</p> <p>2 西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の応急対策  (2) 復旧作業にいたるまでの対応  通信の混乱防止  ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限の実施  イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ル - トを確保し他の通話に優先した取扱いの実施  ウ 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」でのふくそう緩和の実施</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
336	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施 第5款 下水道の確保</p> <p>1 県は、次のとおり応急対策を実施することとする。</p> <p>(1) 地震発生直後の対応 被害状況の把握 各市町と連絡をとり、各市町の下水道施設の被害状況、応急復旧についての支援の必要性の有無の把握に努めることとする。</p>	325	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施 第5款 下水道の確保</p> <p>1 県は、次のとおり応急対策を実施することとする。</p> <p>(1) <b>災害</b>発生直後の対応 被害状況の把握 <b>災害発生後、県及び市町は緊密に連携し、</b>下水道施設の被害状況、応急復旧についての支援の必要性の有無の把握に努めることとする。</p>
337	<p>2 下水道施設管理者は、次のとおり応急対策を実施することとする。</p> <p>(2) 復旧過程 施設毎の応急措置・復旧方法 イ ポンプ場及び処理場施設 (イ) 燃料タンク等からの危険物の漏えい 危険物を扱う設備については、地震発生後速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は速やかに応急措置を講じることとする。 (オ) 汚泥消化関係設備からの消化ガスの漏えい 地震発生後、速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は次の応急措置を講じることとする。 (キ) 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい 地震発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じることとする。</p>	326	<p>2 下水道施設管理者は、次のとおり応急対策を実施することとする。</p> <p>(2) 復旧過程 施設毎の応急措置・復旧方法 イ ポンプ場及び処理場施設 (イ) 燃料タンク等からの危険物の漏えい 危険物を扱う設備については、<b>災害</b>発生後速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は速やかに応急措置を講じることとする。 (オ) 汚泥消化関係設備からの消化ガスの漏えい <b>災害</b>発生後、速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は次の応急措置を講じることとする。 (キ) 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい <b>災害</b>発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じることとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
351	<p>第3編 災害応急対策計画  第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第22節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の推進</p> <p>〔実施機関：神戸海洋気象台、自衛隊、県企画管理部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、県県土整備部まちづくり局、県県土整備部住宅建築局、県警察本部、市町〕</p>	339	<p>第3編 災害応急対策計画  第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第22節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の推進</p> <p>〔実施機関：<u>近畿地方整備局</u>、神戸海洋気象台、自衛隊、県企画管理部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、県県土整備部まちづくり局、県県土整備部住宅建築局、県警察本部、市町〕</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
359	<p>第3編 災害応急対策計画  第4章 その他の災害の応急対策の推進</p> <p>第2節 大規模火災の応急対策の推進</p> <p>4 応援</p> <p>(2) 他都道府県の応援要請</p> <p>県は、上記によるほか、災害の状況により必要があると認めるときは、消防組織法第24条の3に基づき、消防庁長官を通じ他都道府県の応援を要請することとする。</p>	347	<p>第3編 災害応急対策計画  第4章 その他の災害の応急対策の推進</p> <p>第2節 大規模火災の応急対策の推進</p> <p>4 応援</p> <p>(2) 他都道府県の応援要請</p> <p>県は、上記によるほか、災害の状況により必要があると認めるときは、消防組織法第44条に基づき、消防庁長官を通じ他都道府県の応援を要請することとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第1節 災害復旧計画の実施</p> <p>373 〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部、こども局、県健康福祉部生活消費局、県健康福祉部健康局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、県県土整備部まちづくり局、県県土整備部住宅建築局、県教育委員会、市町〕</p> <p>373 1 災害復旧事業の種類</p> <p>(1) 公共土木施設復旧事業</p> <p>河川災害復旧事業</p> <p>海岸災害復旧事業</p> <p>砂防設備災害復旧事業</p> <p>地すべり防止施設災害復旧事業</p> <p>急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業</p> <p>道路災害復旧事業</p> <p>港湾災害復旧事業</p> <p>漁港災害復旧事業</p> <p>下水道災害復旧事業</p> <p>公園災害復旧事業</p>		<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第1節 災害復旧計画の実施</p> <p>361 〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部、こども局、県健康福祉部生活消費局、県健康福祉部健康局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、<u>県県土整備部県土企画局</u>、県県土整備部土木局、県県土整備部まちづくり局、県県土整備部住宅建築局、県教育委員会、市町〕</p> <p>361 1 災害復旧事業の種類</p> <p>(1) 公共土木施設復旧事業</p> <p>河川災害復旧事業</p> <p>海岸災害復旧事業</p> <p>砂防設備災害復旧事業</p> <p><u>林地荒廃防止施設災害復旧事業</u></p> <p><del>地すべり防止施設災害復旧事業</del></p> <p><del>急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業</del></p> <p><del>道路災害復旧事業</del></p> <p><del>港湾災害復旧事業</del></p> <p><del>漁港災害復旧事業</del></p> <p><del>下水道災害復旧事業</del></p> <p><del>公園災害復旧事業</del></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
	<p data-bbox="226 201 517 233">第4編 災害復旧計画</p> <p data-bbox="226 276 636 308">第3節 住宅の復旧・再建事業</p> <p data-bbox="136 355 1093 387">379 〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県県土整備部住宅建築局、市町〕</p> <p data-bbox="226 472 573 504">4 被災住宅に対する融資等</p> <p data-bbox="136 512 837 584">381 (1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付 条件（平成23年8月1日現在）</p> <p data-bbox="304 587 808 659">イ 貸付利率 年1.57%（平成24年3月16日現在）</p>		<p data-bbox="1227 201 1518 233">第4編 災害復旧計画</p> <p data-bbox="1227 276 1637 308">第3節 住宅の復旧・再建事業</p> <p data-bbox="1137 355 2107 427">367 〔実施機関：県企画県民部防災企画局、<u>県県土整備部まちづくり局</u>、<u>県県土整備部住宅建築局</u>、市町〕</p> <p data-bbox="1227 472 1574 504">4 被災住宅に対する融資等</p> <p data-bbox="1137 512 1839 584">369 (1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付 条件（<u>平成25年4月17日</u>現在）</p> <p data-bbox="1305 587 1809 659">イ 貸付利率 年<u>1.20%</u>（<u>平成25年4月17日</u>現在）</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
383	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第4節 災害義援金の募集等</p> <p>2 配分</p> <p>(1) 県は、上記関係機関の参画により義援金の募集委員会を設置し、義援金の配分について協議、決定することとする。</p> <p>募集方法及び配分方法</p> <p>被災者等に対する伝達方法</p> <p>義援金の収納額及びその用途についての寄託者及びマスコミ等への周知方法</p>	371	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第4節 災害義援金の募集等</p> <p>2 配分</p> <p>(1) 県は、上記関係機関の参画により義援金の募集委員会を設置し、義援金の配分について協議、決定することとする。</p> <p>募集方法及び配分方法</p> <p>被災者等に対する伝達方法</p> <p>義援金の収納額及びその用途についての寄託者及び報道機関等への周知方法</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
388	<p>第5編 災害復興計画</p> <p>(1) 復興計画の策定</p> <p>〔実施機関：県企画県民部、県企画県民部企画財政局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、健康福祉部健康局、県産業労働部政策労働局、県農政環境部農政企画局、県県土整備部県土企画局、県企業庁、市町〕</p> <p>3 復興計画の策定</p> <p>(1) 策定上の留意事項</p> <p>多様な行動主体の参画と協働</p> <p>住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮することとする。</p>	375	<p>第5編 災害復興計画</p> <p>(1) 復興計画の策定</p> <p>〔実施機関：県企画県民部、県企画県民部企画財政局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、健康福祉部健康局、県産業労働部政策労働局、県農政環境部農政企画局、<u>県県土整備部県土企画局、<u>県県土整備部土木局、<u>県県土整備部まちづくり局、<u>県県土整備部住宅建築局、</u></u></u>県企業庁、市町〕</u></p> <p>3 復興計画の策定</p> <p>(1) 策定上の留意事項</p> <p>多様な行動主体の参画と協働</p> <p>住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮することとする。</p> <p><u>その際、特に女性や災害時要援護者の参画を促進することとする。</u></p>



頁	現 行	頁	修 正 案
389	<p>4 分野別緊急復興計画の策定</p> <p>(1) 生活復興</p> <p>(想定される計画内容例)</p> <p>ア コミュニティづくりと生きがい創造の支援 地域住民やボランティア、NPOなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等</p> <p>イ 保健・医療・福祉サービスの充実 障害者、高齢者などへの家事援助や保健活動などの在宅サービスの充実や医療の確保、こころのケア対策等</p> <p>ウ 被災児童・生徒への対策 学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力を育む教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等</p> <p>エ 自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援 求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等</p> <p>オ 安全で快適な住まいの提供 応急仮設住宅の早期の提供と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行促進等</p> <p>カ 相談・情報提供と支援者活動支援 相談、情報提供体制の整備を支援する者への支援等</p>	376	<p>4 分野別緊急復興計画の策定</p> <p>(1) 生活復興</p> <p>(想定される計画内容例)</p> <p>ア コミュニティづくりと生きがい創造の支援 地域住民やボランティア、NPOなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、<u>孤立化予防</u>、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等</p> <p>イ 保健・医療・福祉サービスの充実 障害者、高齢者などへの家事援助や<u>介護予防、生活習慣病の悪化・増加の防止等の保健活動</u>、在宅サービスの充実、<u>医療の確保、アルコール問題やPTSD・自殺対策など</u>、こころのケア対策等</p> <p>ウ 被災児童・生徒への対策 学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力を育む教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等</p> <p>エ 自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援 求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等</p> <p>オ 安全で快適な住まいの提供 応急仮設住宅の早期の<u>供与</u>と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行促進等</p> <p>カ 相談・情報提供と支援者活動支援 相談、情報提供体制の整備を支援する者への支援等</p>